

第六十五回国会 農林水産委員会 議 録 第十七号

昭和四十六年四月十四日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 小平 忠君

理事 江藤 隆美君

理事 熊谷 義雄君

理事 高見 三郎君

理事 森下 元晴君

理事 渡辺 肇君

理事 田中 恒利君

理事 松沢 俊昭君

理事 瀬野栄次郎君

理事 合沢 栄君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農 林 大 臣

出席府委員

北海道開発庁総務監理官

北海道開発庁主幹

水産庁長官

水産庁次長

海上保安庁次長

委員外の出席者

水産庁漁政部企画課長

水産庁漁港部長

自治大臣官房参事官

自治省財政局財政課長

農林水産委員会調査室長

松任谷健太郎君

堀持 浩裕君

瀬尾 五一君

立田 清士君

森岡 敬君

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

本日の会議に付した案件

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

海洋水産資源開発促進法案(内閣提出第五八号)

〇草野委員長 これより会議を開きます。

漁港法の一部を改正する法律案、水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び海洋水産資源開発促進法案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。角屋堅次郎君。

〇角屋委員 私は、ただいま議題となりました漁港法の一部改正、水産業協同組合法の一部改正、並びに新しく新法として出された海洋水産資源開発促進法案、この三法案を中心とした漁業関係の諸問題について少しく伺いをいたしたいと思ひます。

過般、政府のほうから第六十五回国会、今次国会に對しまして、「昭和四十五年漁業の動向に關する年次報告」並びに「昭和四十六年度に關して沿岸漁業等について講じようとする施策」この二つが提出されたわけでありまして、申し上げるまでもなく、わが国の漁業は、この漁業白書の中でも触れられておりますように、漁獲高においてはペルーに次ぎまして日本が第二位、そのあとソ連、中共、アメリカ、ノルウェー等が漁獲高においては続いておるわけでありまして、同時に漁獲金額においてはペルーをこえて世界第一位、こういうふうになつておるわけでありまして、しかし、考えてみますと、國際的にも、国内的にも日本をめぐる漁業情勢というのはいさななきびしいものがある。そういう情勢の中で沿岸、沖合い、遠洋漁業を含めてわが国の水産業をいづゆる海洋日本にふさわしい形にどう發展させていくかというところは、日本經濟から見て非常に重大な問題だといふふうに思ひます。

この際、冒頭に「漁業の動向に關する年次報告」昭和四十六年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」といふものを提出した政府の立場から、わが国の漁業をめぐる情勢をどうとらえ、これからどういふふうにして持っていくとするか、基本的な考え方についてまず冒頭にお話を願ひたいと思ひます。

〇倉石國務大臣 白書でも申し上げておりますように、漁業全体につきましては、いまお話しのごさいますけれども、いろいろきびしい状況にございまして、いまお話しのように、世界で一応第二番目でありまして、ペルーはあゝいう特殊な漁獲でありますので、パラエティに富んでいる点においては、日本は世界第一位の漁業国であることは間違ひありませんが、しかし、資源の問題、それから國際的に漁業に對する各国の考え方、その状況を勘案いたしてみますと、やはりわが国の漁業全体を取り巻く情勢はきびしいものであると考へなければなりません。ことにいろいろ問題があります。とにかく資源の点から考へていたしまして、これはなかなか樂觀のできない点もあるかと存じますが、そこで私もいたしましては、やはり沿岸については特段の助成をいたしつつ、この沿岸の發展計画を進めてまいると同時に、その他については、新漁場の開發等、それからまた國際間の交渉等についても御存じのような状況に對処いたしまして、わが国の漁業の維持擴大をはかつてまいりたいために、それぞれの特定のケースはあとでいづれお話しあるかと思ひますが、そ

ういふことについて全力をあげてまいると同時に、やはりとる漁業からつくる漁業という、そういう観点から、私どもは予算的措置等を講じつつ、全力をあげて養殖等に真剣に取り組んでまいらなければならぬ、まあ大ざっぱに申して、そういうふうな方向を進めてまいりたい、こう思っております。

〇角屋委員 水産三法を議論する前提としての日本の漁業をめぐる内外の諸問題ということについては、多くの議論をしなければなりません。ただ当面、御承知のように日ソの漁業交渉が終盤を迎えておるわけでありまして、これは申し上げるまでもなく、昭和三十一年に日ソの漁業条約が締結されて以降、サケ・マス、ニシンについては、第十五回目の委員会が日本ですでに開催されておるわけでありまして、また日ソのカニの問題については、従来はこの日ソ漁業委員会の中で行なわれておりましたけれども、数年来ソ連側がカニの問題について大陸的な資源というふうな主張等が出てまいりまして、四十四年以降日ソ・カニ協定に基づいて、この点はモスクワでいま交渉の大詰めに来ておるわけでありまして、この際、まず政府から、日ソ漁業交渉のサケ・マス、ニシン、カニを含む交渉の状況がどういふふうになつておるか、さらに政府としてどういふ基本方針で日ソ漁業交渉に当たつておるかという点について、御答弁を願ひたいと思ひます。

〇倉石國務大臣 お示しの通りに、第十五回日ソ漁業委員会は三月の二日から東京で開催されておりますが、三月中旬までに資源状態の検討を終えまして、現在サケ・マス、ニシンの規制措置及びサケ・マスの漁獲量について話し合ひを進めております。ソ連側は、サケ・マス、ニシンのいずれについても資源状態は悪化したとしておりますし、大幅な規制措置が必要であるという主張を繰り返しております。わがほうとしては、サケ・

マスにつきましては、御存じのように本年は豊漁年でございまして、資源状態も前豊漁年と同様か、または若干よいと考えておりますので、規制の強化は必要ではない、またニシンにつきましても、一般に資源は安定いたしておりますので、従来の規制の緩和がむしろ必要である、このように考えておりますが、今後十分意見の交換を行ないまして、漁期までには適正な合意に達するよう、ただいま最善の努力を傾倒いたしておる次第であります。

それから、第三次日ソ・カニ交渉は、三月一日からモスクワにおいて開催されておりますが、資源状態につきましてもの検討を三月中旬に終えまして、それ以来ソ連側は、ただいまお話し合いのありましたような大陸だに自国の管理権を前提としていたしまして、従来の協定の変更を求めてまいっております。これが解決しない限り、実態的な討議に入れないと主張いたしております。わがほうといたしましては、ソ連側のこのような主張はとうてい受け入れることはできません。ソ連側に従来の交渉の経緯、それからわが国の立場などを説明いたしまして、ソ連側に反論いたしてまいりましたために、交渉は例年に比ばまして遅延いたしておることは、御承知のとおりであります。

しかしながら、このほどこの問題につきましては、おおむね双方の合意ができてきて、引き続き各水域における漁獲量それから隻数等、実態問題について話し合いが進められる段階になってまいりました。わがほうといたしましては、長年にわたって開発してまいりましたわが国カニ漁業の実績を確保いたすべくつとめますとともに、すみやかに交渉が妥結するようただいま最善の努力をいたしておる最中でありまして。

○角屋委員 いま大臣から全般的な日ソ漁業交渉の状況について御答弁がございましたが、特に急がなければならぬのは、カニ交渉の点についてもう一両日中にも解決の方向を見出すという時間的な制約に御承知のように来ておるわけでありまして、すでに解禁日の問題から考えてみますれば、

十一日に北海道沿岸の三角水域であるとか二丈岩周辺ではもうその時期にきておったわけでありまして、この十五日には西カムチャツカの解禁日を迎えておるといふ状況の中で、両館等この日ソ・カニ交渉の妥結を望みいたしまして待機しております諸君につきましても出漁許可を与えなければならぬぎりぎりのところに来ておるわけでありまして。

ただいま大臣からもお話しのように、数年来の大陸間条約との関連の問題の中で、ソ連側がカニの問題について大陸だの天然資源である、日本政府はこれは公海漁業資源であるというこの論争が、ことしの場合にも非常に激しくなされたようでありまして。問題は今日大詰めにきておりますが、この公海漁業資源あるいは大陸だの天然資源という意見の対立の話し合いの中で、それらの問題についての合意に達したといわれるその合意の点は、どういふ点で合意に達したと判断をしておるか。

さらにこれからの取り締まりの問題等についても、ソ連側が大陸だの天然資源という立場から従来以上の強い要求をきておったというふうな承知しております。日本側としては当然公海の漁業資源であるという立場から、これらの問題についても強く日本側の立場としての主張を出してきたといわれておるわけですが、これらの問題を含めてここの一両日中にも出漁できる態勢にいくと判断をしいのかどうか。場合によっては洋上待機等の手段もとらなければならぬという情勢判断を持っておられるのか。そうでなくて、スムーズにいわれる出漁ができる態勢であると、当面の情勢をどういふふうに判断しているのかどうか。さらにお答えを願いたいと思ひます。

○倉石国務大臣 ただいまのところきわめてデリケートな関係にあるわけでありまして、お話しのように、第一の大陸だの問題につきましては、申すまでもなくわがほうは大陸間条約等にも参加いたしておりませんし、それからまた事実的に見て、ソ連側の主張というものは、これはわがほうは承認することはできない、こういう立場を継続してとっておるわけでありまして、そういう問題につきましては、いわば本年はたな上げでございまして、実質的問題について検討をしよう、こういうことでもあります。そこでお示しのように例年の出漁の期日はもう来ておるわけでありまして、北方海域の流水等の問題もあるようでありまして、いろいろ私のほうとわがほうの漁業者との間に緊密な連絡をいたしながら、いつでも出漁できるように用意をいたしておりますが、ここの一両日中に何らかのそういう点について合意を得らるべく、最善の努力をいたしておる、こういうのが現状の、今日ただいまの状況でございます。

○角屋委員 この日ソの漁業交渉の問題は、三十一年来今日までの経過を見てみましても、これはサケ・マス、ニシンにいたしまして、あるいは別途交渉になりましたカニの交渉にいたしまして、まず資源論争で双方で非常に議論があるわけですね。本来もう十五年もなつてくれば、資源については共通の広場ができていはずなんですけれども、サケ・マスについてもいわずなで豊漁年と不漁年が隔年に来る。昭和三十一年以来の、たとえばサケ・マスの漁獲高の取りきめを見ても、最高の場合が十二万一千トン、最低の場合で九万トンというふうな幅の中で、大体だんだんと減少傾向で、相手側から強要されておるわけですから、それにしてもその前提になる資源論争——きよりの報道を見ますと、モイセイエフ氏が十三日ですが、新聞記者会見で、とにかく日本側の資源に対する観察というのはいかにも甘いというふうなことをいまだに言っているわけですから、この点では日本も資源調査という点では共同調査等もやるわけですし、同時にまた、日本独自でもそういう面には努力をするわけですから、どうしてここの一両日中についての共通の広場が——十五年もたつて依然として資源論争が続く状態にあるのかという点が、ちょっと私どもには理解しきれぬ点もあるわけですね。それからもう一つは、とる漁業より育てる漁業という全般的なこれからの漁業

に対する基本方針等も出ました。けれども、たとえばサケ・マス等についても人工ふ化放流というふうなことを今日までもやっております。これは御承知のように北海道における国営のサケ・マス人工ふ化放流事業あるいは東北六ヶ、茨城県、新潟県及び富山県における県営サケ・マス放流事業に対する助成とか、あるいは日本鮭鱒資源保護協会の種苗移植センター及び漁協等のサケ・マスふ化施設の整備に対する助成とか、いろいろな形でここのサケ・マスの資源保護の立場からやっておりますけれども、この予算書を見ますと、さらに新しく政府として「北太平洋のさけ・マス資源の持続的再生産を確保するためソ連内の河川において日ソ共同による人工ふ化放流を行なうこと」を検討するための現地調査の実施を予定している」ということで、予算的な措置等も新しく組まれたわけでありまして、けれども、質問をしたいのは、もちろん一方では資源問題に対する共同調査等も積極的に両国で進めなければならぬ。他面においてはサケ・マス等についても人工ふ化放流等を通じて資源の開発、保存をやつていかなければならぬということで、双方ともにやつてきておるわけですから、もう少しこれらの点についてな共通の広場ができないのだろうか。

それと私どもとしては、かつてなくなつた河野さん当時でもそういう提唱があつたりしたわけですから、けれども、毎年毎年出漁期の制約を受けるような、あわただしい中で漁獲量その他の問題がきまつていくというのでなしに、長期協定というふうな形に踏み切れないものか。せめて来年度についての内取りきめといふようなことが、もうここまですればできないものかといふふうな感じを、率直にいつて持つておるわけでありまして。これらの問題は日本側からの主張として提起してないのか。あるいは提起しておるけれども、数年来の状況の中ではそこの形にいかないのかどうか。これはやはり漁獲期というものが制限をされておりますからして、もう押し詰まつた段階で交渉す

るといふことになる、なかなか十分な形にならない。長期協定の問題、あるいはせめて来年度の内取りきめというふうな形等を通じて、日ソの漁業交渉がもっと安定的に友好的にいく道はないのかどうかという点も含めて、お伺いをしておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 長期協定のことでありますが、

実は私のほうも先方と交渉いたしておる過程において、長期協定を結ぼうではないかということ、は、たびたび話が出ておるわけですが、もしこちらが長期協定についてほんとにやるという事になりますと、現状の彼らの主張から申しますと、こちらが非常に強い制限を受けなければ長期協定が結ばれない、そういう状況にあることがまことに遺憾千万であると思つております。お話しのように私も長期協定は望ましいことではあります、たびたびそういうことについてわりあいハイレベルの話をいたしたことでありますけれども、現在のところではいま申し上げたようなことではあります。そこで基本的にいふいろいろな問題が日ソ双方にはございまして、そういう高度の見地に立つて、私はただいまお話しのような長期的、安定的な協定が結ばれることを望むわけでありまして、そういう点について努力は続けてまいりますが、現在の段階でそういうことを結ぼうといたしますと、非常にきびしいことが要求される、こういう状態でありまして、さらにただいまの一般のことにつきまして、水産庁のほうからお答えさせていただきます。

○大和田政府委員 サケ・マスの人工ふ化の協力

につきましては、ここ数年来いろいろな機会を通じてソ連と話し合つておるわけでありまして、昨年におきまして日ソ漁業委員会開催を機会にその話を持ち出しまして、その結果昨年の秋に当方から専門家がナホトカに参りまして、ソ連の専門家と十分な話し合いをいたしたわけでありまして、私どもは日ソ漁業委員会がいわばサケ・マスの割り当て量とかニシンの規制とか、そういうディスマ

ルな問題の議論をするばかりではなしに、サケ・マスの人工ふ化放流ということ、多少はおおらかなるような話をしていただくいいではないかと、いうことが基本的な方針で、相当熱意をもつてこの問題に取り組んでおるわけでございますが、人工ふ化の問題につきまします評価が、どうも日本側とソ連側と若干の食い違いがあるようであります、人工ふ化の話をしていただきますときでも、必ずソ連は日本がもしサケ・マスをとらなければ、自然の再生産がもつと行なわれるのであつて、結局日本がとらないことが一番いいのだというふうな話に絶えず戻るわけでございます、私どもの熱意が不幸にしてなかなかソ連に通じないという状況でございます。しかし先ほどもお話しにございまして、約一千円程度の調査費を今年度の予算に組みまして、私どものほうから専門家が向うに出かけていって調査をし、またできるだけの問題を積極的に進めていきたいというつもりは、ますます強く固めておるわけでございます。

○角屋委員 再度お伺いをしたいわけでありまして

けれども、日ソのカニ交渉の問題はもうここ数日のうちに妥結の見通しをつけなければならぬという段階にきておるわけですが、この点については報道等を通じてでも難関の大陸だに関する資源問題、こういうソ連側の主張に対する大臣の御答弁からいいますと、いわば実質的なたな上げというところに基づいて、あとはただそれだけのところであるかという段階にきておる。したがってこれはスムーズに出漁ができるというふうな期待していかうのかどうかという点が第一点。

それからもう一つは、サケ・マス、ニシンの問題

については、まだ出漁までに若干時間があるわけですね。そういう交渉で、モイセイエフ氏の新聞記者会見の談話等見まして、資源の問題についても、やはり依然きびしいことを言っているのですが、先ほど私がお尋ねした長期協定あるいは来年度の内取りきめというふうなこと等も含めて、日ソの全体的な友好関係というものを、漁業交渉等を通じてお互いに気まずい形にならないよ

うにするといふことは非常に必要なことだと思ふのですけれども、そういう点で、ことしはソ連側からモイセイエフ氏を団長にしてこちらに来ておるわけですから、大臣自身もそういう問題で適当な機会に会われて、今後の問題について話し合われるというふうな用意等もおられるのか、あるいは団長の藤田さん等に一切おまかせをするという姿勢でおられるのか、それらの点も含めてひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○倉石国務大臣 カニ交渉につきましては実質的

な話し合いを進められる段階にきておりますが、やはり先方はその実質的な交渉の中でも相当きびしい条件を現在までは提出いたしておりますので、その点もスムーズに合意を得られるかどうかという点については、現在モスクワにおいて鋭意努力中でございますので、その成果を期待いたしておるというのが今日の段階であります。出漁までにはできるだけこちらの要望が達成されるように最後の努力を継続させておるといふこととでございます。

それから長期の条約を含め、わがほうと隣合

つておる国でありますので、政府も十分そういうことを念頭に置きまして、ほかの種々多くの問題がございまして、そういう点については、ただいまお話しのように、政府といたしましては日ソ友好を深めるといふ立場から、最善の努力をなお継続いたしてまいりたいと思ひます。

れらの関係業界の期待にこたえるような立場で、最後までひとつ最善の努力をお願いをいたしたい、こういうふうに思ひます。

国際漁業関係の問題については日米加の問題、

あるいは日韓なりあるいは日中の民間漁業協定の問題なり、インドネシアその他各般の問題があるわけでありまして、これは、法案の審議の問題もありますので、その点は別の機会に譲りたいと思ひます。

ただ今度の「漁業の動向に関する年次報告」の

中で、付録として「世界の漁業と日本の漁業」という点に数ページをさいて書いておられるわけでありまして、その中で「わが国漁業の国際的課題―漁業分野における経済協力」という問題に触れておられます。これは逐年海外に、国際漁業舞合に出て行く日本漁業の立場として、やはり沿岸国がそれぞれの漁業に対する権益の拡大を主張する傾向にある、国際的規制は強まる方向に出ておる、したがってわが国としても、国際漁業の舞台において、やはり可能な限りの漁業分野の国際協力等を進めなければならぬ立場があると私どもも判断をするわけでありまして、漁業分野における経済協力のこれまでもつてきた措置なり、あるいはこれから新たにどういふふうなことをやろうとしておるかという点について、これは水産庁長官でもけっこうでありますけれども、御説明願ひたいと思ひます。

○大和田政府委員 国際規制が漁業に対してだん

だんきびしくなるわけでございますから、それらの問題は国としていろいろ解決すべき方途もござい

の許可事務は日本銀行に委託をして、相当自由化を進めておるわけでございます。その結果、海外投資も相当活発でございまして、ことしの一月現在、国数にいたしまして三十四カ国、六十一の現地法人への投資が行なわれておるわけで、わが国の投資総額は六十一億でございます。事業といたしましては、大きいのは底びき網漁業でございまして、なかなかすぐエビをとる漁業が多いわけでございます。

またこのほか、日本は、韓国に対して四十年十二月に「漁業に関する交換公文」等の発効がございまして、それによる経済協力を進めておるわけでございまして、またインドネシア等につきまして、インドネシアとの民間協定を延長いたしますことを一つのきつかけといたしまして、四十五年に五百万ドルの円借款の供与の話をいたしまして、これは現在その内容をインドネシア政府において具体的に詰めておる段階でございます。

右のほか、技術協力の面におきましては、研修員の受け入れ、あるいは専門家等を相当各地に派遣を行なっておるのが実情でございます。

○角屋委員 水産庁の公害関係の問題でありますけれども、主要水域における公害の総点検というのを昨年の九月以降各都道府県に対して行なうてまいりました。たしか前の機会に参議院の委員会、これは予算委員会でありましたけれども、野党の質問に対して水産庁の長官のほうから調査の中間報告というものをなされたのが大々的に新聞等に報道されました。この機会に、あれから若干たつておりますが、その後の調査の集約等も含めて水産庁が行なった調査の要領と実際の調査の内容等について、現状の中間報告をしていただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 私ども昨年の九月に都道府県に委託をいたしまして、やや心配と思へるような海域を中心にしたしまして、一斉点検をいたしたわけでございます。

その水域の数は海域で百三十七、河川で七十九、湖沼で十一ということで、東京と群馬県を除

く各都道府県にわたつておるわけでございます。その結果、この調査で取り上げました内容を申し上げますと、たとえばPHでありますとかBOD、COD、それから懸濁物質、SSといわれるもの、それから溶存酸素、アンモニア態窒素等の水質、それから強酸減量あるいはCOD等の底質、それからさらに問題の地点につきましては水銀、カドミウム等の重金属の調査をいたしたわけでございます。この重金属関係の調査が、県の衛生試験所がいろいろ公害問題で忙殺をされておりました、なかなか私どもの調査の資料の検討に入ることがおくれしている状態で、まだ重金属関係の調査が終わつておりませんので概略申し上げますと、海域につきましては、CODで見ますと、報告のありました百二十九のうちにおおむね半数程度の海域が相当水質が悪化をいたしておるという報告でございまして、ただ私どものこの調査をやりましたときに一定の基準を設けて調査を進めたわけでございまして、やはり水産庁の調査ではございせんが、県でございまして、相当悪いとされている海域のものを精密に検討いたしますと、たとえば工場の排水口に近いところの調査地点が非常に多いとか、あるいは非常に汚れた川の出口に近いところが非常に多いということで、いま私が申し上げました半分程度の水域がかなり漁場としての価値が問題になっているということも、そういう含みがあるということとをひとつ御了承をいただきたいと思ひます。さらに、同じように河川で見ますと、これも報告のありました五十七の水域のうちで半数程度の河川については、全部の区域について相当地の水質が悪化が認められるところがあるわけでございまして、湖沼についても大体同じ程度でございます。

私どもも重金属に関する調査が終わり次第、全体として、日本全体の海域あるいは河川、湖沼等の汚染の大体の姿がわかるわけでございまして、各県に指導をいたしまして、一体そこでどういふ

ふりにしてこの汚染を改善するか、あるいはこれ以上汚染が進まないようにどういふふうが必要かという点について、各県とよく打ち合わせてこの問題を前進させたい、そういうふうな考えでおるわけでございまして。

○角屋委員 海上保安庁からもおいでを願つておりますが、これは海上保安庁プロパーのお仕事もありませんし、同時にこういう海域等の汚染問題については、いろいろ公害総点検という立場で活躍をしておられるわけでありまして、御承知のように昨年の秋に公害国会とも称すべき臨時国会が開催をされました、水域、海域等の問題については水質汚濁防止法とあるいは海洋汚染防止法と、か、こういうそれぞれ新法ないしは新しく法改正等を含めた立法措置が十数項目にわたつてできたわけであります。いま水産庁のほうから主要水域におきまして公害総点検の中間報告をいただいたわけでありまして、海上保安庁等がこの公害の水域、海域等の問題を見ておられて、ますます悪化の状況に進んでおると見ておられるのか、あるいは昨年来の公害の非常な大キャンペーンといふことがある程度効果をあげてまいりました、逐次企業の姿勢も変わつてまいるといふようなことで、好転の傾向を見せていくだろうといふふうに判断しておられるかという、そういう点等も含めて海上保安庁のほうからも御答弁を願ひたいと思ひます。

○上原(啓)政府委員 お答え申し上げます。昨年の公害国会におきまして海洋汚染防止法その他制定されました、非常に従来とは打つて変わった法的には強力な措置が講ぜられたわけでございまして、これによりまして国民一般、特に中央側の公害に対する姿勢、関心というものは非常に大きく変わつてまいりましたと思つております。昨年制定されました海洋汚染防止法、水質汚濁防止法その他まだ完全実施には至つておりませんが、すでにその趣旨は相当徹底いたしておる。また海上保安庁の第一線の職員も非常に張り切つた気持ちでやつておりますので、実効は着々あがつてお

るといふぐあいに私どもは考えております。ただし、現在の姿でまだ完全なものとは考えておりません。

○角屋委員 水産庁長官が参議院の内閣委員会から要請があつてちよつと出られるというので、質問はあれですけれども、要請があればけっこうだと思ひます。そこで水産庁長官の留守中は、大臣に閣議の以外の方は次長以下、その辺のところでお答えを願ひたいと思ひます。

御承知のように、いま公害の問題を特に中間報告と関連をして取り上げましたが、沿岸漁業の関係では、一番大敵というのは、公害問題が激発してまいりますと、くさい魚その他の関係で、とにかく沿岸漁業としては成り立ち得ないといふところへ追い込まれるわけであります。三十年代の経済の高度成長の中で公害列島といわれる状態は、沿岸漁業に一番致命的な影響を与えてきていることは間違いないのであります。水産庁がおそまきながらやはり公害の総点検ということに乗り出された姿勢は、私も多とするわけでありますけれども、これは水産庁だけの問題ではなく、政府あるいは関係省全体の問題であります。さらに水産庁としても優良漁場を守る立場から積極的にこの問題には取り組んでいきたいといふふうに考えます。

そこで、これからの漁業問題を考える場合には、やはり漁業の需給関係問題という判断を一応しなければならぬわけであります。御承知のように昭和四十四年の十月二十七日、水産庁として「水産物の需給の動向とその対策について」ということで、いわば中期見通しを出されたわけであります。これは若干最近の情勢等も含めて今後長期見通し等も立ててまいらなければならぬ。農業の場合には農業基本法に基づいて主要農産物の長期見通しは立てなければならぬといふことになつておりますけれども、漁業の場合には必ずしもそういう規制をされた形になっていない。もちろん、後ほど質問をいたします海洋水産資源開発促進法の関係では、水産物の生産と需給の関係につ

てお

○角屋委員　今度の新法との関係では、この水産物の需給の見通しというものをもっと精査をしなければならぬ段階に私は来ておると思ひますけれども、いづれにしても昭和四十四年十月の水産庁の立てた「水産物の需給の動向とその対策」という中で見通しておる昭和五十二年の見通しで、需要の關係は魚介類で——ちよつといまのあれは數字が落ちておったのかどうかわかりませんけれども、魚介類では千百五十七万一万トンと承知して

○倉石国務大臣　ただいまお話に対して政府委員からお答えいたしました。五十二年の需要それから国内生産量等についてはいま申し上げました。そこで私どもといしましては、先ほどもお答えの中に申し上げましたように、一つは増殖並びに養殖について重点的に力を入れること。それからただいま御審議を願っておりますことの中にありますような新漁場の開発、そういうようなことについて力を入れてまいらなければならない、こう

を百分の九十にする、この考え方の基礎は提案理由の説明でも出ておりますけれども、どういふところに基礎を置いてこういう改正をしたのか、これをまず簡単に御答弁願いたいと思います。

○瀬尾説明員 北海道の漁港修築事業につきましては、漁港法の附則によりまして、従来は当分の間水域、外郭施設は全額ということに相なっております。その当分の間というのは、漁港法ができたのは昭和二十五年で、その規定の入りましたの

中で財政的な点についてはどういふふうな申し合
わせになったのかという点も北海道開発庁のほう
からお話を願いたいと思います。

○新保政府委員　北海道の開発に關しましてはそ
の国家的な重要性にかんがみまして、戦前からほ
かにない行政機構と、行政制度に對しましても
若干の特例制度のもとにその開発を進めてまい
ったわけでございます。ただいま問題になつており
ます国庫負担率の問題も、ここ数年來國係省の間

において問題にされておったこととございまして、ここに至るまでには道とも十分御相談をし、また大蔵省あるいは自治省とも十分御相談の上でこういう措置をとることに相なったわけでございします。

そこで、お尋ねの公共事業の負担率の特例は漁港だけでございせんので、ほかにもいろいろございします。御承知のように北海道におきましては国が総合開発計画をつくりまして、それに基づいて各種の事業を行なうことになっております。第二期北海道総合開発計画と申しますのがこの四十五年、昨年度で終わりました、四十六年度からは第三期の十年計画が始まる、そういう切れ目にも当たるわけでございします。その機会に、先ほど漁港部長から申し上げましたような趣旨において公共事業の負担率の調整を行なうたわけでございします。まず建設省の関係におきましては河川、道路につきましてはこれを行なうたわけでございします。河川につきましては河川の改修事業がございします、これは従来十分の十、十割国庫負担でやってまいったわけでございしますが、四十六年度からは大規模の工事、事業費五億円以上の工事につきましては十分の九・五にする。それ以外の工事につきましては十分の九に下げる。それから一級水系の補助河川がございしますが、その河川改修の補助につきましても従来十分の十から十分の九にする。多目的ダムの建設につきましては従来の十分の十を十分の九・五にする。それから一級水系の補助で治水ダムの補助がございしますが、これは十分の十を十分の九にする。以上は改修関係でございしますが、河川の維持とかあるいは直轄堰堤の維持という事業がございします。これも十割でございしましたが、これは十分の八、こういうふうに四十六年度からいたしたいと考えておるわけでございします。

道路に関しましては国道の一次改築、これは十分の十を十分の九・五、それから積案の道路の維持あるいは交通安全施設の施設整備事業でございしますが、これは十割を九割負担にするということ

にいたしております。それから直轄道路の維持、修繕でございしますが、従来は十割でございしましたが、これを十分の八、八割負担、かように四十六年度から改めたいと考えておるわけでございします。

この具体的な内容につきましては予算の、いわゆる大蔵省原案の内示前におきまして道庁あるいは自治省、大蔵省と十分協議の上この措置をとることに決定いたしましたわけでございします。

○角屋委員 建設関係、たいへん親切に内容まで、大綱でよかったです、恐縮でございします。

そこで、自治省から来ていたおとると思うのですけれども、当然補助率を引き下げれば漁港については漁民の負担には直接かけない、道自身で考える、こういうお話がございましたが、北海道の負担の増加分は、昭和四十六年度の漁港について一応試算の数字を資料としていただいたのを見ますと、実質的な増加分が五億二千五百万円程度というふうに資料として出ておりますが、それに建設その他を含めていわゆる補助率の引き下げによる北海道自身の負担の増加分があるわけでありまして、これは北海道自身ですべてまかなうというわけには当然いかな問題でありまして、いわゆる昭和四十六年度の地方財政計画というふうな中で道の負担の増分についてどういうふうな形でアロケートしていくか、国と道の間でアロケートしていくかという問題を含んでおると判断をいたしておるわけでありまして、これら補助率の建設、農林等の引き下げに伴います地方財政に對する手当ての問題については、自治省としてどういうふうなやつていくつもりであるのか、御答弁を願っておきたいと思ひます。

○森岡説明員 ただいま北海道開発庁のほうからの御答弁がございましたが、北海道のいわゆる十割補助の制度につきまして、漁港だけでなく、河川、道路、それぞれにつきまして若干の手直しが行なわれております。それによります道の負担の増加額は、四十六年度予算ベースでおおむね五

十七億円程度というふうに見ております。その中で漁港分は、いま御指摘のように五億強でございします。この負担増につきましては、基本的に、開発庁から御答弁がございましたように、やはり事業を伸ばしていきたい、そのためには道の負担も若干増加を求めていく、こういう考えから出たものだと私も考えております。しかし、道財政必ずしも十分であるとは申せませんので、私どもといたしましては、道財政の状況を見ながら、主として地方交付税を中心にいたしまして、事業実施に支障の生じないように適切な財源措置を講じていきたい、こういうふうに考えておるわけでございします。

○角屋委員 漁港法の一部改正の北海道に関する部分と関連をいたしまして、この際漁港整備に對する若干の問題についてもお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

御承知のように、現在四十四年度から四十八年度にわたる第四次漁港整備計画の実施過程にあるわけでありまして、大体三年を経過しておるわけでありまして、この三年間の漁港の修築事業の進捗率というのを見てもいいと思います、全国的には四五・七程度の進捗率だと承知しておるわけでありまして、本土が四六・一、北海道四六・九、離島が四三・二、こういうふうな承知をしておるわけですが、あと二年のことを考えてまいりますと、必ずしもテンポとして順調にいつておるよりは、少しおくれぎみであるという感じもします。事業費二千三百億円の問題にいたしまして、最近の物価の上昇等から見ますと、さらに増額等の問題ももちろんあると思ひますが、それにいたしましてこの進捗率というものは必ずしも順調にいつていられるとはいえない面があるように思ひます。そういう問題について、いわゆる四十七年、四十八年、二年度では一〇〇％完遂にいくという見通しを持って、現在の三カ年までの漁港整備計画を進めてこられたのかどうか。

さらに、御承知のように漁港の問題については、修築事業のみならず改修事業、さらに局改事業――局改といえは事業費が三千万円程度まで、それから三千万円から一億程度までの改修事業といふものが数年前から新しく設けられたわけでありまして、それによります、それに漁港整備計画に基づく修築事業、こういうことになりまして、ここでやはり第四次の漁港整備計画にあたっての漁港整備の基本方針として、従来からいわれておりましたところの拠点漁港といふかあるいは中核漁港といふか、あるいは漁業協同組合のいわば合併といふのは、必ずしも順調にいつておりませんし、今度五カ年間延長してどこまで成果があるかといふのはこれから努力の問題でありますけれども、いずれにいたしまして、いわば地先漁業的な性格から漁業経済圏の拡大に伴うところの漁業協同組合の合併問題といふふうなもの、漁業権等でなかなか制約がございしますけれども、これもやはり進めてまいらなければならぬ。進めるとすれば、やはり従来の障害条件に対する新しいふうな等の問題ももちろんあると思ひますけれども、それは水協法の問題のときにさらに議論をするといいたしまして、いわゆる漁港整備の基本方針として、緑花的ではなく、拠点漁港あるいは中核漁港といふふうなものを中心にした漁業経済圏を構想に入れた整備計画というものが路線に乗っておるか、あるいはいかなかな、政治的な、地域的な条件からいつても、そういう考え方はとりにくい条件等もあつて、やはりそれぞれの地域の要望といふものを消化しながら漁港整備を進めるといふ姿勢で臨んでおるか、いわばこれからの漁港整備に對する取り組みの基本姿勢といふものも含めて御答弁を願つておきたいと思ひます。

○大和田政府委員 御指摘のように、第四次の漁港整備計画、四十六年度はその三年目でございしますが、修築事業で約四六％、改修と局部改良とを含めまして約四五％程度の進捗率を示しております、四十七年度、四十八年度におきまして、漁港整備計画の第四次分を一〇〇％完遂いたしますことは、これはなかなか容易なことではござい

ます。そのうち、御承知のように、第四次の漁港整備計画、四十六年度はその三年目でございしますが、修築事業で約四六％、改修と局部改良とを含めまして約四五％程度の進捗率を示しております、四十七年度、四十八年度におきまして、漁港整備計画の第四次分を一〇〇％完遂いたしますことは、これはなかなか容易なことではござい

せんけれども、漁港予算は過去三年相当な勢いで伸びておりますので、私は、この勢いに乗って、四十七年度、四十八年度予算は漁港第四次計画を完遂するつもりでやっておるわけでございします。その可能性もあるというふうに私は考えておるわけでございします。

それから漁港の整備の基本方針でございますが、これは御指摘のように、漁港の数は二千七百七十もあるわけでございしますから、それを総花的に整備するということは、はなはだ純粋に、経済合理主義の立場から考えますと、割りに合わないという点があるわけで、拠点に集中して工事をしたらどうかという意見も現にあるわけでございします。そういう小さな漁港も、これはまた漁村にとりましては漁業生産の拠点であるばかりでなしに、やはり生活の中心でもあるわけでございします。捨てて大きなところだけをかまえばいいというふうにも私は私どもは考えない。その調和の問題でございまして、漁港で三種あるのは特定三種等についても相当な力に加え、また大きな水揚げ漁港につきましても、本年度から流通加工センターという相当大規模な事業もやっておりますけれども、第一種の漁港につきましても、やはりほとんど整備を進めてまいりたい。両方やはりやるということが漁港整備の基本的な考え方でございます。

○角屋委員 漁港の整備の問題と関連して、従来からも、漁港整備計画等の議論をするときにも議論になったわけでありまして、第一種漁港から始まりまして、二種、三種、特定三種、さらに四種と、こういう漁港種類がございしますが、それらの、やはり北海道その他の地域で、本法においても補助率を分けておりますけれども、いわば補助率の引き上げ問題、これは一種、二種、三種、四種を含めてありますけれども、こういう補助率の引き上げ問題というのを、現時点で今後の方針としてどう考えておられるか。さらにまた、漁港の整備の場合、国から都道府県、市町村、いわば国と地方公共団体、こういう負担が全国的

に、資料で見るとまでもなく都道府県、市町村の段階の負担というものが全国的にもまちまちであります。そして漁協あるいは漁民の負担の全然ない漁港整備のできるところと、やはりある程度漁協や漁民の負担が伴っておる県と、そういうふうに分かれておるわけでありまして、資料によりまして、全然漁協あるいは漁民等の負担にならないところが約半数近く、その他の県は大小なり漁協等の負担あるいは漁民の負担が伴っておるというふうに分かれておるわけでありまして、これは水産庁の漁港整備という方針から見ても、国の負担は、一応北海道とその他の地域ということで分かれて、そういう仕分けをしておるわけでありまして、それに補助率の引き上げ問題はもうありますけれども、これをどう考えるかということと同時に、都道府県、市町村というものは、これは義務負担ではありせんから、若干のばらつきはございしますけれども、基本方針として、第一線の漁民の負担をいかに、公費負担でいこうという指導の方針で今日までやってきておられるのか、あるいは若干のそういう漁協等の負担になっておる分については今後解消していきたいという方針で臨んでおられるか、それらの問題も含めて、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○大和田政府委員 御指摘のように、漁港整備につきましても、漁協がある程度の負担をしておる県があるわけでございします。〔委員長退席、丹羽(兵)委員長代理着席〕私ども、指導方針としては、できるだけ漁協に負担をかけないようというのを絶えずいろいろな会議等を通じて話しておるわけで、その方針は今後も続けていきたいと思ひます。それから補助率の問題でございしますが、これは、いままで大勢として少しずつ補助率アップをいたしてまいりました。一種、二種、あるいは特定三種につきましても、ここ数年の間にかなりの改善を見てまいったわけでございまして、補助率の問題というのは、これは他の公共事業等との振り合いもございしますし、ただいまのところ、私

どもの率直な気持ちを言わしていただきますれば、補助率アップということにはけっこうで、できるだけそういう方針で進みたいと思ひますけれども、しかし、まず第四次の漁港計画の完遂というところに重点を置いて、全精力をそれに充てるという、そういう基本的な考えでございします。

○角屋委員 自治省から来ておられる担当にこの際若干お伺いしておきたいのであります。いま取り上げました国の補助率というのは漁港法で定まるわけでありまして、都道府県あるいは市町村というものは、これはそれぞれの若干のばらつきがございします。そういうことで、漁協等の負担のある地域の県と、それからそれが全然要らない県とあるわけですが、自治省として、これは義務負担には必ずしもなっておるわけではありせんけれども、都道府県あるいは市町村負担というふうなものについては、何か一定の指導方針をお示しになつておられるのかどうか。これは単に漁港ばかりではございせん。その他公共事業等の実施にあつての、いわば地方自治体に対する助成の姿勢といひますか、考え方といひますか、そういうものについてはどういう方針をお示されておられるか、それをちょっとお答えを願つておきたいと思ひます。

○森岡説明員 御指摘のように、各種の事業につきましても、受益者負担という問題がそれぞれあるかと思ひます。これはもう申し上げるまでもないことでございしますが、地方財政法では、県が行ないます土木その他の建設事業につきましても、市町村に、利益の限度において分担を求めることができるという規定がございします。また地方自治法で、これは地域住民に對しまして、これまた利益の限度において受益者負担金を求めることができるという規定がございします。漁港のみならず、それだけの事業につきましても、利益があらざる場合に負担を求めておられますのは、いま申し上げた規定に基づいてそれぞれ負担をお願いしておる、こういうことであらうかと思ひます。そこで、その受益者負担のあり方についてでございますが、実

は仕事の中身がいろいろございしますし、同時にまたその受益の程度というものが必ずしも一定しておりません。したがって、これを一律の基準と申しますか、指導方針と申しますか、そういうことで受益者負担のあり方を統一してしまふということはきわめて困難なことだと考えております。したがって私どもは、漁港のみならず、全般的に受益者負担は事業費の何割がいいとか、そういうふうな統一した指導は、いまのところいたしておらないのでございまして、それぞれの地域の事情に応じて適切な措置を講じておるものと、こういうふうにご考へておるわけでございします。

○角屋委員 ちょうど十二時になりましたので、区切りもいと思ひますので、午後引き続き質問をいたしますが、午前はこの程度にいたしたいと思います。

ただ、漁港はこの程度で終わりますが、先ほど漁港整備の問題については水産庁長官から御答弁のように、零細な漁民の地元負担をむしろ解消して、公費負担でやっていくという積極的な姿勢を含めて、今後の第四次漁港整備計画の一〇〇%実現、内容の充実という点をひとつ努力してまいらうようにお願いをしておきたいと思ひます。

午前の質問は以上で終わりますので、午後引き続きこの問題について質問させていただきます。

○丹羽(兵)委員長代理 午後一時より再開することとし、これにて休憩いたします。

正午休憩

午後一時三十分再開

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。角屋堅次郎君。

○角屋委員 漁港法の一部改正の質問に引き続きまして議題となつております水産業協同組合法の一部改正について引き続き質問をいたします。

本法は、御承知のように昭和二十三年十二月十五日、法二百四十二号で制定をされましてから以降、二回にわたる修正が行なわれてまいりまして、今回三度目の修正をやらうという事に相なっておりますわけでありまして、そこで法制定以来昭和二十五年の改正、それから昭和三十一年の改正、この二度の改正が行なわれましたが、この二十五年並びに三十一年の改正の要点につきまして水産庁長官から御答弁を願いたいと思います。

○大和田政府委員 三十一年の改正で一つの要点は、当時の漁業近代化の勢いに乗りまして法人を正組合員にどういう形でやるかということが問題になったわけでございます。そこで、常時従業者三百人以下で、かつ使用漁船総トン数三百トン以下のものを漁業協同組合の正組合員とする、あわせて地区漁協につきましては千トンまでのものを正組合員にする、業種別組合につきましては二千トンまでのものを正組合員にするということが、一つの大きな改正であったわけでございます。

○角屋委員 長官、二十五年の改正の問題にはお触れになりましたが、要するに二十五年の改正を通じて、漁業協同組合の正組合員に、常時従業者三百人以下、かつ使用漁船の総トン数三百トン以下の漁業を営む法人を正組合員に加える、あるいは水産加工業協同組合の正組合員に、常時従業者四十人以下の法人を加えるというのが昭和二十五年の改正で行なわれて、これが三十七年の改正を通じて、いずれも法人については正組合員という形に格上げになる。したがって内容的には正組合員から正組合員になるに伴いまして、今度は新しく法人の正組合員資格のものが当然出てまいりまして、それと長官からも御答弁がありました以外に漁民の正組合員資格要件についての漁業日数の下限を年間三十日から九十日に引き上げる等々の改正が三十七年の改正で行なわれて、今度は三度目の八年ぶりの改正案として組合員資格の範囲の拡大等を含む改正案をやらう、こういうことに御承知のようになって

おるわけでありまして。

そこで、この水協法の改正をやるにあたりまして、御承知のように水産庁としては漁業協同組合問題の検討会というのを持たれて昭和四十五年の十月三十日に「水産業協同組合問題の検討結果要旨」というものを検討会として取りまとめられ、これを受けてこの趣旨を尊重して今回の改正の運びになった、こういうふうに承知をしておるわけでございますが、特にこの機会にやはり改正を行なわなければならぬいわゆる水産業協同組合をめぐる条件といいますが、そういうものについてどういふふうに考えておられるか、お答えを願いたいと思います。

○大和田政府委員 沿岸漁民が所得とその生活水準とを高めるためにはやはり国なり県なりの公的な援助がもちろん必要でございますけれども、それにも増してやはり自力で協同組織の力をかりて生産と生活を伸ばすということが一番大事であらうと私は思います。そういうことで今後ますます漁業協同組合が地区別組合にしろあるいは業種別組合にしろ、その組織を拡大し、また事業量をふやして流通加工の面にも漸次進出して、やはり漁村経済の中核的な存在にならなければならぬというふうに思っております。しかし現行法で見ますと、一つの問題点は、最近の漁業近代化の波に乗ると申しますか、漁業の経営規模が相当大規模化してきておるわけでございます。また経営の近代化ということに関連して個人企業が漸次会社企業に移りつつあるわけでございます、それらの中堅的な漁業者、法人になりましたものを協同組合の中に含めることがやはり協同組合を強くし、また協同組合が漁村経済の中核的な存在になることの一つの大事な点であらうというふうに思っています。それ以外にも水産加工組合等の問題もございまして、組織の面で漁業の実態に合致して法律を改正すべきではないかということが第一点でございます。

それから漁業協同組合ができるだけ身軽にまた能率的に、しかも組合民主主義といえますか漁民

民主主義といえますか、民主主義の線に沿うてできるだけ合理的に組合を運営するためには、先ほど農業協同組合法の改正でやりましたように、たとえば総代会の問題あるいは連合会の一人一票制の問題あるいは選挙にかかわる選任制の導入の問題等々協同組合法に新しい経営原則といえますか、管理運営についての新しい方法を入れることが必要ではないか。したがって、今回の法律の改正はまず漁業の実態に即して組合員の構成要件を改めること、また組合の経営管理をできるだけ合理的なものにするための改正、この二点が法律改正のねらいであるわけでございます。

○角屋委員 そこで今回の改正を通じて、先ほど申しました検討会の集約等も尊重しながら改正を提案をしておるわけでありまして、改正の項目とすれば、漁業協同組合の組合員の資格の規定の整備であるとかあるいは漁業協同組合の事業に関する規定の整備あるいは役員に関する規定の整備、あるいは総代会に関する規定の整備、漁業協同組合の剰余金の配当に関する規定の整備、漁業生産組合に関する規定の整備、漁業協同組合の連合会に関する規定の整備、あと水産加工業協同組合と連合会及び水産業協同組合共済会に関する規定の整備というように多面的になっておるわけでありまして、第一に漁業協同組合の組合員に関する規定の整備として、いわゆる正組合員の法人の資格あるいはまた法人の正組合員の資格の範囲というものを変更をいたしました。これは当初二十五年改正のときに法人が正組合員の資格を得、それが三十七年の改正を通じて正組合員資格に入ってくる。さらに正組合員に入つた法人の資格について従来の三百人、三百トン以下という形のものについて、三百人はそのままでありますけれども、これを千五百トン以下というふうに引き上げたのが正組合員資格でありまして、正組合員につきましても三百人以下でかつ使用する漁船の合計トン数千トン、業種別については二千トンというふうになっておつたのを一括三千トン以下というふうに変えてまいっておるわけでありまして。

そこで、こういう改正を通じていわゆる法人の形態として、正組合員の場合あるいは正組合員の場合にどの程度のものが新しくそれぞれの正組合員あるいは正組合員に増加されていくかという実態について御答弁を願いたいと思います。

○大和田政府委員 現在漁業協同組合の正組合員の資格は、先ほど申し上げましたように三百人以下、かつ三百トン以下ということになっておるわけですが、今回それを千五百トン以下に改めることによりまして、新しく組合の正組合員になれるものは四十三年の漁業センサスによりまして三百七十会社ほどでございます。また千五百トンないし三千トンまでのものは正組合員の資格があるわけでございますが、これも漁業センサスの結果によりまして三十七会社でございます、三百七十会社、三十七会社と申しましたが、数としてはやはり少ないものでございまして、これがそれぞれカツオ・マグロ漁業あるいはまき網漁業等々の相当中堅的な漁業者であるわけでございます。

○角屋委員 これは昭和四十三年十一月一日現在の第四次漁業センサスに基づく御答弁だと承知をしております。これは漁船漁業法人についてでありまして、定置とか養殖その他の漁業法人がそのほかに形態としては四百四十六あるということになっておりますが、漁船漁業法人の階層別経営体数としては三百トン以下が七百八十八、三百トンから千五百トンが三百七十、さらに千五百トンから三千トンが三十七。今度は千五百トンから三千トンというふうにして、正組合員資格のそれぞれの規定が行なわれて、したがって繰り上げあるいは新規に入るといふものが出てまいつたわけでありまして、そのほか三千トン以上というものが二十三年ごろから出てまいりまして、これは法人数からいけば五〇・九%を占めます。これはいわば大資本漁業経営体というふうなものがその中に大多数含まれておるということを実態的にあらわしておると思うのであります。そこでこのように法人の組合員、正組合員

員、准組合員の資格の引き上げに伴いまして漁業協同組合本来の性格との関連というものを一体どう考えるか。申し上げるまでもなく、漁業協同組合本来は漁業者というふうなものを組織原則にして漁業協同組合が構成される、そういう立場から、水産業協同組合法の中でも、第一条の目的でもって「この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図り、国民経済の発展を期することを目的とする。」つまり、この法律の目的の中では「漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し」ということで、協同組合の組織原則として個人を組織構成の原則にいたしておるわけであり、それに法人組織のものもが准組合員に三十五年改正を通じて入り、それが正組合員に三十七年改正を通じて入り、さらに今回の三度目の改正を通じてそれが範囲を引き上げられる。これは漁業のこれからの、漁業協同組合を含めた水産業協同組合のいわば強力な発展という立場から、これがいけないというわけではありせんけれども、しかし協同組合の組織原則との関連において今後ともこれが上限をどんどん引き上げていっていいのかわか、そういう点のメリットをどこに考えて今回の改正に踏み切ることにしたのかというところがやはり一つの問題だろと思う。同時にやはり水産業協同組合法の目的その他の点についての改正を行なわずしてこういう正組合員あるいは准組合員の資格を上げていくというものは、立法全体の総合的な体系から見ても、疑問が残るのではない、そういうことも含めて一体どういうふうに考えておるか、あるいは今後の正組合員、准組合員の資格等の引き上げ問題について、今後の問題をどう考えるのかという点も含めて基本的な考え方を聞いておきたい。

○大和田政府委員 漁業協同組合の本質が漁民という個人であることはおっしゃるとおりでございます。したがって、漁業協同組合の正組合員になれる法人というものは性格としてやはり一つの限界があると私は思います。その限界と申しますのは、個人でも当然二千人、三千トン級の個人があるわけでございますから、個人経営と実質的にそう変わらない、もう少し別なことでいいますれば、やはり中小企業的な漁業経営が協同組合の正組合員になれる限度であろうというふうに私は思います。また今回千五百トンで線を引きました、その漁業者を見ますと、実質的には個人経営、漁民の名に値するような者であることは御承知のとおりでございます。将来の問題といたしましては、いま申し上げましたことが原則でございますから、片方ではやはり漁業経営自体の動きがございまして、だんだん大規模化していくわけがございまして、それからもう一つは中小企業協同組合法等の法制の変化、あちらの側で中小企業というものの規模が変わる可能性もあるわけでございますから、その両者を見合せて、漁業の実態に合せて正組合員の資格を検討すべきものであらうと私は思います。これは無制限に大きくすればいいというのではなくて、やはり現在三千トン級以上の経営が二十三ほどあるわけでございますけれども、それは多少その中にいろいろのニュアンスがございまして、いわゆる大会社と称するものは漁業協同組合の正組合員としてはふさわしくないというふうに私は考えます。

○角屋委員 そこで漁業協同組合の正組合員資格あるいは准組合員資格の法人適用の問題に関連を、先ほどとも申し上げました「水産業協同組合問題の検討結果要旨」という中で「現行法の定める常時従業者数および使用漁船総トン数の二重要件については、選択的要件とすることゝが適当である」ということを検討会では言っておるわけですね。本法は従来から「かつ」ということで御承知のように二重要件にしているわけですね。これを「選択的要件とすることが適当である」というふうな検討会としての意見を出しているわけですが、これは当然こういう問題についても検討されて、従来の姿勢で改正法案を出されたということだと思ふのです。問題はこういう問題に関連をして、例の独占禁止法のいわゆる公取委員会の働き、締め出し規定等との問題も関係があると思うので、これはどういふ検討に基づいて従来のような考え方をとられたのか、あるいは今後の問題についてはどういふふうな考え方を持っておられるのかという点を明らかにしたいと思います。

○大和田政府委員 漁業協同組合につきまして、たとえば中小企業等協同組合法の規定にございまして、一定の規模以上、従業者百名以上の組合につきましてふさわしいものが入っていない場合に排除命令が出るような規定があるわけがございまして、私どもの態度といたしましては、水産業協同組合につきましては、やはりこの排除命令を置かないことがいいのではないかと以前に考えています。そして排除命令を置かない限度で、一体漁業の実態に合せて法人をどれだけ水産業協同組合の正組合員として認めるかという問題でございまして、三百人以下、かつ何百トン以下ということに對しまして「かつ」ではなくて「あるいは」ということがいいのではないかと以前に御意見が研究会でも出たわけがございまして、私も、私どもの判断は、やはり先ほど申し上げましたように、中小企業の実態を持っていくということと、もう一つは独占禁止法との関係で中小企業等協同組合法の百七条のような規定が置かれない限度をどこに線を引くかという点から、研究会の結論とはやや反したけれども、私どものような三百人以下、かつ千五百トン以下というふうなことをたわけてございまして、将来の問題はまた漁業の実態に合せて、あるいは独占禁止法との関係に合わせて、私ども検討をいたすことにやぶさかではございません。

○角屋委員 なお、先ほど来中小企業とのバランス問題というものがいわれておるわけがございまして、水産加工業者の場合の法人の組合員資格という点については、今回四十人以上を百人以下というふうな改正案を出されておるわけがございまして、これも検討会の意見ということと関連しますが、検討会の意見の中では、中小企業等協同組合法においては常時従業者三百人以下の法人組合の組合員資格を認めておるといふことと関連して、水産業協同組合法上の資格を中小企業等協同組合法と同程度に引き上げるべきである。つまり四十人以上を百人以下に改めたわけでありまして、研究会の意見としては、これを三百人まで引き上げてはどうかという意味に解すべきだと思ふのでありますが、これらの意見についてもどういふ検討に基づいて百人以下というふうなされたのか、あるいは今後の問題についてはこの意見と関連してどういふふうな考えておられるのか、これもひとつあわせてお答えを願いたい。

○大和田政府委員 水産加工の協同組合関係で正組合員の資格として常時従業者百人以下といたしましたことは、先ほど申し上げましたように、一つは独占禁止法との関係で、中小企業等協同組合法の百七条のような規定を置かない限度ということが一つでございまして、それからもう一つは、水産加工の実態をいたしまして、常時従業者百人以下ということとよく相合します、九八%以上の業者が正組合員になれるわけがございまして、ほんの一握りの人たちが残るということで、これはそう中小企業等協同組合法の百七条のようなものを置いてまで組合員資格を拡大する必要はないということが私どもの結論でございまして、ただ加工業の協同組合の正組合員の資格につきましても、先ほど申し上げましたように、一つは業界の実態の動きと、それから中小企業等協同組合法の改正等との問題にからんで、適当な機会にまた検討いたしたい、私どもそういうふうな考えております。

○角屋委員 今回の漁業協同組合等における正組合員あるいは准組合員の法人に関する部分の範囲の拡大問題と関連をいたしまして、水産関係におきましては水産法令が他に幾つかあるわけがございまして、たとえば沿岸漁業等振興法あるいは中小漁業振興特別措置法、漁業生産調整組合法あるいは漁業災害補償法、中小漁業融資保証法、漁業近代

化資金助成法あるいは漁船損害補償法あるいは農林漁業金融公庫法というふうな、中小企業者等の水産法令に関する部分については、常時使用する従業者の数は三百人以下ということになりますけれども、使用漁船の合計総トン数ということになりますと、いわば今回の水協法の一部改正が先行した形になってまいるわけでありまゝ。今後他の水産関係の法律との関係をどういうふうに考えていくか。たとえば公庫融資その他いろいろな問題を考へてまいりまして、公庫融資ばかりではありまけんけれども、いわゆる千五百トンあるいは三千トンという形で、正組合員資格あるいは准組合員資格があつてまいるわけでありまゝが、これは他の水産関係諸法令から見ると、いわば先行した形になる。他の諸法令とのバランス問題、ある意味では橋頭堡として、すみやかな機会に他の諸法令もこれとバランスをとつて改正するというふうな考へ方を持つておられるのじゃないかという判断もありまけんけれども、そういう問題については今後どういうふうに措置されていくか。また現実には他の法令との関係において、取り扱い上若干問題になつてくるような点のとりあへずの措置というふうなものをどういうふうにしていけるのか、これらの点についてひとつ答弁を願ひたい。

○大和田政府委員 今回の水協法改正の措置は、漁業の実態に合わせて漁業者を正式の組合員にして漁業の利用あるいは漁協のほうからいへば、その業者の経済力の利用、そういうことをはかろうとしたわけございまして、公庫の融資等々と確かに食い違ひがあることは私もよく承知いたしております。これは本来必ず一致すべきものというふうにも必ずしも考へまけんけれども、私は、千五百トン以下というふうな漁業協同組合の正組合員の資格を改めた以上は、ほかの制度もできるだけそれに合わせて逐次直していくことがよいのではないかとこのところ、今後公庫の融資等についての配慮をいたしてまいりたいというふうに考へております。

○角屋委員 総会との関連で、総代会の権限拡大等の問題もありまけん、また代理人の代理できる組合員の数というものが、いままで原則としては二人だったのを四人にするとかという、幾つかの改正点を含めて、あるいはまた今回の改正を通じて、漁業協同組合の総会というものは必ずやらなければならぬという形のものをつくつて、漁業協同組合の運営に関する問題が幾つかあるわけでありまけん。これは、必要性に基づいたという問題提起だと思ひます。役員の改選にあたりまして、総会選挙というのを今回は総会外で選挙することもできるし、あるいはまた投票を省略するという形も可能であるし、あるいはまた総会で選任することもできるという、新しく三つの方法を追加されるというやり方をとつておられるわけでありまけん。これら一連の改正を行なう必要性という問題については、どういうふうな判断をして今回の改正を出されたのか、あるいは本来組合は、やはり全員の意思の反映というものが当然ははかれなければならぬ。実際に成立条件からすると計算をしていくと、今回の代理人の拡大に伴つて、きわめて限定された数でものごとをきめることも立法的には不可能であるというふうなことも出てまいりまけん、総代会の権限強化等と関連をして、いわゆる組合民主主義というものを運営上どういうふうな指導をしていくかという問題も含めて、お答えを願ひたいと思ひます。

○大和田政府委員 私どもも漁業協同組合が、総会の運営によつて組合員の意思を十分反映させるというところは、一番望ましいことだろつと思ひます。したがひまして、総代会の制度をこのようにつくりまして、総代会をつくれという指導を特別にするつもりはございせん。ただ、実際の漁業協同組合の運営を見ますと、漁村は非常に交通が不便であるばかりでなしに、ときとして離島を含めて組合の組織ができておる場合もございまして、総会を開くといひましても、物理的にも経済的にもなかなかむずかしいわけで、それを形式的に、あくまで総会でやらなければ大事な仕事はできないというふうにいたしますことも、組合民主主義を守るようで、かえつてそれをこなうという結果にもなるわけございまして、そういう結果がほんとうに開きにくいような場合は、総代会を開いて相当な権限を持たせる。しかし、また別途総会を開きます場合に、代理する組合員の数をふやすと同時に、代理するには正組合員を中心として、だれでも代理できるという状態にはしないというのには、これは見方によつては矛盾のようには思われる方があつてもおかしくまけんけれども、私どもは組合の運営をできるだけ合理的にやるといふことと、あくまで組合の民主主義を貫きたいというところとのいわば折衷といひまけん、そういう両者の思いを込めてこういう制度にいたしましたわけございまして、繰り返して申し上げますれば、形式的に総代会を開けばそれで組合民主主義が貫かれるというものではございせんし、といひまして、総会が容易に開かれるところで総代会を開いて、相当な権限を持つて組合員大衆の意思を無視するということも困りますので、その辺の指導は全漁連その他の漁業団体との協力問題に当然なるわけございまして、私どもも誤りないような指導をいたしたいと思ひます。

○角屋委員 今回の水協法の改正は、一つは前に行なわれました農業協同組合法の改正の中で、総代の選挙をはじめ、代理人の資格あるいは人数あるいは役員の出方法、役員の任期、あるいはまた総代会の設置要件、定数、あるいは総代の任期、選出方法、通常総会の開催義務の問題、財務基準、いろいろな問題が、農協と漁協は性格的に違つた点がありますから若干の違いはございまして、大綱としては右へならえをしたというふうな判断をしていかかと思ひますけれども、特に違ひ点といへば、漁協の場合は法人が入る関係もあつて、代理人の資格に組合員の使用人が入る、それが農協ではない。あるいは除名の場合の弁明の機会というのには、水協法では七日前、農協法では十日前という点や、あるいは総代会の設置要件が今回の改正で、水協法では二百人をこえる組合、農協であれば五百人をこえる場合、こる点、それぞれ若干の違いはありますけれども、これに右へならえをしたという点が大綱的に多いと思ひます。問題は、そういうことを通じて漁業協同組合の運営方法について変えてまいるわけですけれども、ここで一つ聞いておきたいのは、漁業協同組合合併助成法を通じて漁業協同組合の合併を推進してまいる。過般本委員会、委員長提案を通じて、さらに漁業協同組合合併助成法については五年の延長をするという法案が衆参両院でそれぞれ通過したわけでありまけん。この新しい事態、しかも漁業協同組合の合併については、阻害要件として、いわゆる漁業協同組合が漁業権の保有主体であるという一つの固有の性格を持つてゐる、それをどういうふうな合併の中で考へていくのか。これは、漁業権小組合、農林漁業基本問題調査会における漁業問題に対する答申の中でも、いわゆる漁業権問題と漁業協同組合の今後の拡大問題との関連については、御承知のように意見の提示もあつたわけでありまけん、これから五カ年間、漁業協同組合の合併を進めるにあつて、過去においていろいろ障害になつた点、あるいは苦勞の多かつた点、こういうものに精査を加えて、今後関係団体の協力を得てこれをやつていかなければならぬという状況にきておると思ひます。これはそれはいいけれどもなかなかむずかしい問題も、私ども地元の状態その他を全部通観してみても感ずるわけですけれども、漁業協同組合の合併の今日までの実績、あるいはこれから五カ年延長が行なわれた時点において、今後どういう方針に基づいて従来の障害をそれぞれふりして除去しながら指導していこうというのか、これらの問題についての考へ方を聞いておきたいと思ひます。

○大和田政府委員 漁業協同組合の合併の実績でございまして、漁業協同組合整備促進法に基づきますもの、これは、三十五年から四十二年の三月まででございまして、合併の件数にして二百十九、組合の数にして六百七十五でございまして、次

い漁業協同組合合併助成法に基づきますものは、四十二年七月から四十六年三月までの数字で、件数にして八十、関係組合数にして二百四十でございす。これは、農協に比べますと、合併の進捗というものはなほだおそいわけでございます。最近幸いに漁業協同組合合併助成法の継続が行なわれましたので、私も、これは役所がそう無理押しに合併を進めていくという事はないが、全漁連その他の関係団体ともよく相談をいたしまして、私も言いたいことは、これから流通問題等々で漁協もなかなかきびしい世界にならずに小組合に甘んじていると、組合の存立自体が危うくなるということもあり得るわけでございますので、できるだけ無理のない形で合併を進めていくことに努力を尽くすつもりでございます。

然やられなければならぬわけですが、このうい改正を今回農協に準じて行なうということをしていまして、今後の運営の指導方針としてはどう考えていけるのか、この点をお答えを願っております。

○大和田政府委員 漁協の合併の速度は非常ににぶいわけですが、それでも相当大きな組合がございまして、最近の調査でも正組合員千人以上のもので二十幾つかあるわけでございます。

よって、一會員一票制に差等をつけておりますのは、数としては一番多いわけで、たとえばポーランドの農協、アメリカでは諸種のものがございます。スウェーデンでは協同組合一般、ドイツでは生協、フランスでも生協というように相当各国で一會員一票制についての特例を設けて処置をいたしております。

○角屋委員 漁業協同組合等に関する法案は事業の面の改正問題あるいは漁業協同組合の財務基準に関する規定の整備というふうな問題と関連をしまして、漁業協同組合プロパーの信用事業問題をどう考えていくのかということが出てまいるわけでありす。本来、農協や漁協を含めた地域の農村漁村地帯におきましては、いわば信用事業については農協が非常なウエイトを占めておるところが相当数でありまして、漁協のウエイトが地域の中で全く圧倒的であるところでは、これはまた漁協が力を持っておるところももちろんありますけれども、しかし漁業協同組合が今後やはり経済活動——漁業権の保有主体の性格というものももちろんありますけれども、同時に事業運営というものを考えていく場合には、資金量を相当やはり持つていく、あるいは拡大していくというところが当然考えられなければならない。そういう点で、漁業協同組合あるいは同連合会なり全漁連なりを含めたそういう系統の信用事業の現状と将来の指導の方向をどうしていくか、当然これは強化の方向で政府としても指導されると思うのでありますが、その点ひとつ考え方を聞いておきたいと思ひます。

○大和田政府委員 連合会につきまして一會員一票制の特例を設けます場合に、私もこのように組合員の数によつてきめる場合と、出資金あるいは利用高によつてきめる場合と、世界各國の例としてはいろいろまちまちのようでございます。

○大和田政府委員 全漁連がかねて二千億貯蓄達成運動というのをやっております。昨年の三月末ではそれを二、三百億こえるような成果をあげて、信用事業の面において相当な充実を示してきてたわけですが、またさらに全漁連は昨年の三月に二千億を達成いたしましたから直ちに五十年計画で五千億貯蓄達成運動というのを始めておるわけですが、四十五年三月現在で漁業協同組合の貯金について見ますと、一組合当たり一億四千万、貸し

付け金で見ますと公庫の資金を除きまして一億一千八百万円というふうに貯蓄率が非常に高いわけですが、資金量が少ないわけですが、また漁業協同組合の経営の実態から見ますと、農協では信用事業が相当黒字ではかの事業の赤を埋めておるといふ状態でございますが、漁業協同組合にありましては信用事業では黒字は生んでおりません。むしろ販賣事業が漁業協同組合をささえておるといふ状態でございます。私も、全漁連が大いに貯蓄推進運動をやっておるのにはけっこうでございますから、それを極力応援いたしますとともに、やはりこれからの金融事情を見ますと、零細な組合ではなかなか競争場裏に立つて自分の持ち場を守るといふことはできませんので、その面からもやはり適宜合併を進めていくことが私は非常に必要ではないかと、そういうふうに考えております。

○角屋委員 漁業協同組合関係の改正問題では、剰余金の配当に関する規定の改正あるいは財務基準に関する規定の整備等の問題もあり、また漁業生産組合に関する規定の整備等も出ておるわけでありすが、この際、漁業協同組合連合会に関する規定をいたしまして、これは農協のときにも議論があつたわけでありすが、いわゆる連合会の会員に対しては、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その組合員の数に基づいて、二個以上の議決権及び選挙権を有することができるとするといふ、いわば一人一票制の問題に対する修正といふことを考えておられるわけでありす。これは農協協同組合法の改正のときも議論をし、また国際的にこうならば、この問題については、国際協同組合原則の四十一年における総会の修正等もあつたのに関連をしておるわけでありすが、これらの改正の事実上の運営問題、どういふふうに考えてやっていくか、いわば連合会運営というものについて、組合の大小はありまして、やはり全体的な協調した運営ということが、協同組合の運営原則からいって当

○角屋委員 この際ひとつ、国際協同組合原則に一人一票制の修正が御承知の四十一年の総会で行なわれたわけでありすが、先進諸国における一會員一票制の特例というふうな実態がどういふふうになつておるかお答えを願つておきたいと思ひます。

○大和田政府委員 全漁連がかねて二千億貯蓄達成運動というのをやっております。昨年の三月末ではそれを二、三百億こえるような成果をあげて、信用事業の面において相当な充実を示してきてたわけですが、またさらに全漁連は昨年の三月に二千億を達成いたしましたから直ちに五十年計画で五千億貯蓄達成運動というのを始めておるわけですが、四十五年三月現在で漁業協同組合の貯金について見ますと、一組合当たり一億四千万、貸し

○大和田政府委員 漁業協同組合をつくり出すときの一つの理想として漁業自営といふことが私はあつたと思ひますけれども、御指摘のように黒字の組合といふのは案外少なくて、相当赤字を出しておる組合が多いわけでございます。今回の改正によりまして財務処理基準を直します場合に、私も、私どもは漁業自営の場合には特別整理といたしますが、全体の整理と分けて合理的に赤、黒がはつきり組合自身にもわかるような処置を講じたいと思ひます。

○大和田政府委員 連合会につきまして一會員一票制の特例を設けます場合に、私もこのように組合員の数によつてきめる場合と、出資金あるいは利用高によつてきめる場合と、世界各國の例としてはいろいろまちまちのようでございます。

○大和田政府委員 全漁連がかねて二千億貯蓄達成運動というのをやっております。昨年の三月末ではそれを二、三百億こえるような成果をあげて、信用事業の面において相当な充実を示してきてたわけですが、またさらに全漁連は昨年の三月に二千億を達成いたしましたから直ちに五十年計画で五千億貯蓄達成運動というのを始めておるわけですが、四十五年三月現在で漁業協同組合の貯金について見ますと、一組合当たり一億四千万、貸し

○大和田政府委員 全漁連がかねて二千億貯蓄達成運動というのをやっております。昨年の三月末ではそれを二、三百億こえるような成果をあげて、信用事業の面において相当な充実を示してきてたわけですが、またさらに全漁連は昨年の三月に二千億を達成いたしましたから直ちに五十年計画で五千億貯蓄達成運動というのを始めておるわけですが、四十五年三月現在で漁業協同組合の貯金について見ますと、一組合当たり一億四千万、貸し

ただ、漁業協同組合といふのは、これはまた大小、あるいは仕事の内容、相当バラエティーがあるわけでございますが、漁業自営をうまくこなしておるものもあるわけで、それをやめろといふ必要もないわけでございますので、極端な赤字を出

して全体の組合の運営を危うくしないようにという指導は十分いたしますけれども、漁業自営についてはそう冷たい態度をとらないで育てていくというつもりでやっております。

○角屋委員 あと水産業協同組合法の一部改正について同僚の諸君からいろいろな質問があると思いますが、私は次の法案に移る前に大臣に御見解を承っておきたいと思うのですが、これは本委員会の中でも、漁業協同組合、農業協同組合あるいは森林組合と、こういう一次産業の組合の問題について、たとえば海岸地帯に行くと半農半漁、あるいは山間部に行けば勢細な山持ちというわけではありませんが、ちょっとした山を持ち林業もやりながら、しかも農業もささやかにやっております、いわば平場地帯でない、山村を含む、あるいは山村地帯というふうな日本の多くのそういう地帯の実態から見ても、農業協同組合あるいは漁業協同組合あるいは森林組合というプロパティの系統組織というものと同時に、そういう地帯では混合方式というものを検討していったらどうかという議論がやはり行なわれてまいったわけですね。そういう問題を今後の問題としてどう考えていくのかという点は、大臣何かお考えの方でもございましょうか。あるいは今後そういう問題についてはいひとつ積極的に検討してみたいというお気持ちもございましょうか。これは水産庁長官では魚のことだけでですから答弁させるというわけにはいかぬので、これはもう大臣でなければいかぬと思うのです。笑っておられますけれども、やはりいま直ちにという問題でなくとも農協は農協、漁協は漁協、森林組合は森林組合、こういう形で農協はある程度の組織体の力を、単協まで私はある意味では持っていると思えますけれども、森林組合を考へても看板だけという実態が必ずしもなくはないのです。漁協の場合にも今後ある程度合併が進むということを期待すればもっと愛わつてくるかもしれないけれども、なかなかそれも一挙にいかない面も、ささやかな地先漁業であるというふうな実態もあるわけですから、そういう組織

を混合形態として考へるという以外に、やはりその相互連携というものをものと地域の実態に即して考へていくということが考へられなければならぬじゃないか、こう思うのですけれども、それらの問題について大臣としてのお考えをひとつ聞かせておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 お話のように漁業をやっておられながら半農半漁の農業をやっておられる者も、この間私北海道に行きまして漁村の協同組合で晩に会合がありました。それから森林はもうもちろん農業者が大部分おられます。そういう点につきましては将来の全体の農業、林業、水産業等の系統、それぞれございしますけれども、上に系統的なものもありまして、やはり経済機構がだんだんこういうふうに変遷してまいります間においては、私どももいたしまして十分検討してみなければならぬと考へて、同時にまた、たとえば漁業振興のために魚道というふうなものを、片一方においては農免道もございします、いろいろな総合的に検討してまいらなければならぬ問題であると思ひますので、政府におきましても学識経験者等の意見も徴し、たいへん大事な問題でありますので検討してまいりたい、こう思っております。

○角屋委員 水産業協同組合法の一部改正については議論すべきことはまだたくさんありますけれども、同僚委員の諸君に譲りまして、引き続き海洋水産資源開発促進法案の問題について若干お尋ねしておきたいと思ひます。

これはまさに新法でありまして、この新法の評価をどう考へるかという問題ももちろんございします。私どもの判断からいたしますならば、三十年來の経済の高度成長の中で、いわば水産サイドは押されっぱなし、公害も出てまいりましたし、あるいはまたいろいろな面で経済の高度成長で労働力もとられていく、したがって沿岸、沖合、遠洋漁業を含めまして労働力問題についてもやはり困難な条件がさらに増大をしていく。しかしながら動物性たん白資源の供給源として、午前中の

議論でも出ておりましたように、要するに需要に對して供給が十分それにマッチしない、積極的な政策をこの際とていかなければならぬ、いわば水産サイドからいへば攻勢に出なければならぬ、そのことは今日までのいわば工業偏重主義の姿勢を直し、もっと自然あるいはまた地場産業というものを尊重した考へ方を含めて、漁業についても積極的な開発と育成強化をやらなければならぬという一つの姿勢として、私は海洋水産資源開発促進法案というものが提案されてきたと読み取っております。しかしこれは通産サイドなりいろいろなところからの意見や抵抗がございまして、産後の肥立ちとして十分育っていない面もあると思ひますけれども、まあしかしこの法案を生むに至った努力だけは私どもは評価するのにやぶさかではございしません。問題は、そういうことでこの法案が出てまいったと思うのでありますが、政府側からこの法案提出の目的と今後の考へ方というもののについて、どういう趣旨に基づいてこの新法を出すに至ったかということ、私の判断だけでききませんので、政府見解をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 本法に対する提案理由でも申し上げておりますように、最近における水産物の需要は中高級魚類を中心としたしまして増大を続けてまいっております。先ほどお話のありましたような公害等の問題もあり、漁場条件が悪化している面もございします。遠洋漁業におきましては、先ほどのお話のように、国際規制が非常にきびしくなりまして、漁業をめぐる内外の諸情勢はきわめてきびしいものがあります。これは、提案の場合にも御説明申し上げたところであります。需要の動向に即応いたしました水産物の生産が必ずしも十分に行なわれておらない実情でございしますことは御存じのとおりであります。このような情勢にかんがみまして、沿岸海域における水産動植物の増殖、それから養殖等を計画的に推進いたしますことも、重要な漁場における他産業との必要な調整の

制度を定めまして、同時にまた海洋における新しい漁場の開発のための調査などを行なう必要がございします。海洋水産資源開発センターを設立することとしたわけでありまして、海洋水産資源の開発、それから利用の合理化を積極的に促進いたしました。漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することが必要である、こういう考へ方での法案を提出いたしておる次第であります。

○角屋委員 第一章の総則のところ、目的、定義が一、二条にございしますが、これは本法制定の提案の趣旨の大臣の御説明とも関連する点でありますけれども、第二章の「海洋水産資源の開発を図るための基本方針」として、第三条のところに、開発基本方針というものを定めなければならぬということが農林大臣の任務として書かれております。そして第二項のところで、開発基本方針において、次に掲げる事項を定めなければならぬということ、「沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する次の事項」としてイ、ロ、ハというところで書かれ、さらに第二号といたしまして「海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する次の事項」としてイ、ロの二つの項目がございまして、三号として「その他海洋水産資源の開発に関する重要事項」ということで、しかも第三項におきまして「開発基本方針は、水産物の需要及び生産の動向に即する」とも、漁業に関する技術の進歩等の状況を考慮して定めるものとする。午前中に質問いたしました水産物の需要及び生産の動向というものは、法文上は従来は農業基本法に基づく主要農産物の長期需給見通しというふうな形のものはありませんでしたが、この新法に基づいてやはり水産物の需要及び生産の動向というものを精査して出してこなければならぬというものを含んでいっていると思ひます。しかもこれは開発基本方針については中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬというふうなことで、これはきまっています。公表ということになっているのでありますが、そこで

○角屋委員 第五条のところで沿岸水産資源開発

検討の段階あるいは提案の考え方からいつてこれ

計画の第七条第二項第一号、第二号、特に第二号

して重要な条項であります。しかも、そういう観

点から見て、第九条がこれに有効な効果を発揮し得るメリットを持つかどうかという点がやはり問題だと思ふのであります。

つまり、第九条では「開発区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者」ということで、国の機関等を除いて、他の者について都道府県知事にその旨を届けるという事で「海底の掘削その他海底の形質の変更（海面の埋立て、干拓及び政令で定めるその他のものを除く）いたし「海底の掘削その他海底の形質の変更」というのがございす。そのほかに「前号に掲げるもののほか、当該開発区域に係る開発計画の達成に支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの」ということで、そういうものについて、開発計画の達成をはかるために必要があると都道府県知事が認めるときに「開発区域内において、前項各号に掲げる行為をし、若しくはしようとする者又は海面の埋立て若しくは干拓をする者に対して、必要な勧告をすることが出来る」というふうな「必要な勧告をすることが出来る」ということになつておるわけですが、せっかく開発区域を設け、そこでやはり水産サイドのいわば積極的な施策をやらうとする、そういう趣旨からいって開発区域における行為等の届け出の問題、あるいは都道府県知事の必要な勧告問題というのは、十分なメリットを発揮し得るかどうかということが基本的な問題だと私は思ふのであります。そういう点についてどういふふうに考えておられるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○大和田政府委員 私どもこれは一つの公害対策というふうにも考えておるわけですが、公害対策は昨年の暮れに成立いたしましたいろいろな公害の法律を厳正に執行することが私はまず第一であると思ひます。

それから先ほどのお話にもございましたが、実は水産関係では水産資源保護法が昭和二十年代に成立いたしました以来他産業との調整に関する法律というのはなかったわけでございますので、水産庁を含めまして関係者はなかなか苦勞をいたし

たのでございすけれども、他産業との調整では後手後手に回ることがわりあい多かったわけでございます。そこで今回たえば開発区域内で砂利をとるということを考えますと、砂利をとるのに対していままで漁業者が文句を言う、あるいは漁業者が実際の行動に出て反対をするというところとございすたが、法律上の措置として知事なり、あるいはその他の行政機関に何か打手というものはなかったわけでございます。そこで、ここでは砂利をとるという場合に知事に届けさせて、砂利のとり方その他に不当な点があれば、改めるように勧告をするという事で措置するわけ、私はこういう制度を設けることによつて、これだけですべてが措置されるというふうには毛頭考えません。それは公害関係法律を厳正に執行するというのが何より大事でございすけれども、まず水産関係行政機関が水産関係の公害を及ぼすところに対して行政上の措置がとれるという点で、私は相当な前進をいたしたというふうに思ひます。また届け出、勧告では足りないのではないかと御趣旨は私もよくわかりますけれども、これはなかなかむずかしい問題であります。海は魚をとるだけで、ほかはもう何も使うなというふうにも言えませんが、いままでは、どちらかというところ、そのけそのけという事で、魚をとる人たちがいわば疎外をされていたわけで、それを対等の土俵にのぼらすということがこの規定の本旨であつて、この規定を知事その他が十分使うことによつて、御心配のようなことは、まずまず十分やつていけるというふうに現在考えております。

○角屋委員 自治省はきょう午後来ていますか。——自治省にちよつとお伺いをしておきたいと思ふわけですが、都道府県知事は、一方においては地域開発ということ、ここにもありますような海面の埋立てとか、あるいは場合によつては干拓とか、そういうふうなことをやろうとする考え方が一方においてはあります。他面においては、やはりここで新しく新法として生まれてまいりま

したこの法律に基づく開発区域あるいは開発計画という事で、水産サイドの施策を強化するということをやつていかなければならぬ。そうすると、国の機関等という事で、国の機関や都道府県その他政令で定める者を除いておるわけでありますけれども、第九条第二項のところに、都道府県知事が、実際の第一項の問題について必要な勧告をするわけですが、知事自身は、地域開発では別のことをやはり考えておる。一方では、水産の漁場の条件から見ればこれは開発区域にしなければならぬ。いわば二面性を同じ地方自治体の首長として持つておる。知事が知事に対して勧告をするという形に立法上は取り除いてあるわけですが、これは新しいこういう施策との総合的な調整というものを、どういふふうに自治省としてはこれから考えていかれようとするのか。きょう来られた人で責任をもつてお考えを聞けるかどうかかりませうけれども、一応御答弁を願ひたいと思ひます。

○立田説明員 ただいま御指摘のとおり、都道府県たえば地方団体においては各種の事務なり事業を行なつております。そこで地域開発の關係でございすけれども、地域開発を地方団体で考えます場合に、やはり計画の面でも、具体的に今度はその地方団体が事業の施行者になる場合におきましても、公害の未然防止あるいは資源の保護、環境保全ということ、一応十分にその点を総合的に考えて、今後地域開発を進めていく必要があるというふうに私たちが考えております。したがうして、果が計画をつくられる場合において、やはり計画自体でも、あらゆる観点から検討をされる必要があると思ひます。それから具体的にその事業を、たとえば埋立て事業等を果が施行者としておやりになる場合におきましても、水産資源の保護その他水質の關係とか、あらゆる観点の上で計画なり、計画の実施を進めていく必要があるというふうに私たちは考えております。

○角屋委員 これは、たとえば私の地元三重で考えてみましても、伊勢湾の内海で漁船漁業やノリ等の養殖で、四日市周辺のあゝいう水質汚濁の問題はございすけれども、南の地帯では相当やはり水産の漁獲高をあげておるわけですが、そこで、中南勢開発という事で、海面千五百六十万坪ばかり埋立てて工場誘致をしようというふうな問題が現実の話題になつておる。そうすると、漁場として相当な価値のあるところが一方では地域開発の問題がやはり提起されている点等も含めて、私は先ほどのような質問を一般論としてやつたわけですが、おそろしく今後の問題として、本法に基づいて開発区域とか開発計画ということ、漁業団体としては望むだらう。他面、知事としては、現状において指定をしていく条件は十分あると思ひても、他面都道府県知事自身が他の開発のことを考えておるということになると、一体それらの総合調整をどうするかということが基本的な問題になる。私はここで地元のように今後の重要な問題について政府の考え方を聞こうという事で言つてゐるのじゃない。現実に本法の施行に関連をしてそういう問題が至るところで提起される可能性を持つておるだらう、こういうふうな思ひます。水産庁といひますか、水産サイドの新法に基づく姿勢としては、やはり優良漁場を確保するという姿勢で積極的にそれらの問題も含めて取り組んでもらいたいということを希望しておきたいと思ひます。

次いで第十二条の「指定海域における行為の届出等」の問題であります。これは「開発区域以外の一定の海域で、海底の地形、海流、餌料生物の分布その他の自然的条件がすぐれているため漁場としての効用が高く、かつ、漁業生産において重要な地位を占める海域として政令で指定するもの（以下「指定海域」といふ。）において、漁場としての効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがある海底の掘削、工作物の設置その他の行為で政令で定めるもの（以下「特定行為」といふ。）をしようとする者（国の機関等を除く。）は、農

林省令で定めるところにより、当該指定海域を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。」「こういふことで、第二項のところで、第九条と同じように「必要な勧告をすることができ」といふ形になっておるわけでありすが、ここでこの指定海域というものはおそらくこの法案の趣旨からいって、優良漁場という趣旨に解すべきだと思ふのですけれども、そう理解していいわけですか。

○大和田政府委員 おっしゃるとおり、優良漁場といふは、重要漁場といふは、さういふものでございす。

○角屋委員 十二条の指定海域といふのは、行政府としては大体どれくらいなものを指定することになるだらうと判断をしておるわけですか。

○大和田政府委員 重要漁場あるいは優良漁場といふは、例をあげて申し上げますれば、たとえば八戸沖とか釧路沖とか、暖寒流の交わるところがございす。それから大和堆とかあるいは静岡の銭州といふように、天然の岩礁あるいは海底の土地が高くなつておるところがございす。その他、私どもが普通漁業関係者ならばだれでもあそこは当然漁場優先といふは、漁業を相当強く守つていくべきだといふ、さういふところが具体的に頭に浮かぶわけでありすが、さういふところを、広さとしては相当広く指定をいたすつもりでございす。

○角屋委員 さういふ指定海域、これは広さとしては相当広く考へる。それで、きのうの与党の方の質問のときに、国際漁業の舞台で一つの問題になつておるさういふ領海問題、日本では三海里、国際的には必ずしも統一的一元的な形になつておりませんけれども、水産庁長官は、きのうの御答弁では、国際海洋法会議等の今後の舞台では必ずしも領海三海里にこだわらないといふ趣旨のことと言われましたが、それは別として、指定海域といふのは、これは領海の範囲内になしに、公海の部分までおそらく入つていくといふことになるだらうと思ひます。それはさう解釈して

いいわけですか。

○大和田政府委員 これは当然領海の範囲に限りません。公海にも及ぶわけにございす。

○角屋委員 公海の範囲にも当然及ぶだらうと思ひます。

そこで、この十二条に基づく指定海域といふものが公海の範囲にまで及んでこれが指定されてくる。それで、従来からも議論がありましたように、公海は、これは日本も世界至るところへ国際漁業として出ておるわけでありすが、同時に逆に相手側からも日本の周辺の公海の区域に来るといふ問題は、ソ連船の問題初め、今後ともやはり予想しておかなければならぬ。さういふ場合に、指定海域といふのは公海にまで範囲が及んでくる。そこで諸外国といふはさうか周辺の国の漁業の操業が行なわれるといふことが現実に従来もあるわけであり、これからは指定海域においてさういふ事態が起ると予想しなければならぬ。その場合に本法の指定海域の持つ法的な有効性といふものを、国際的に見てどういふに理解をしたらいのか。国際的に見てどういふに理解をしたらいいのかといふことは、ちよつとわかりかねるかもしれませんが、公海では、これは公海自由の原則で操業はできるはずである。しかし、少なくとも日本の国益の立場であるいは水産サイドの立場で優良漁場、重要漁場としてそこは指定海域として指定をし、またそのためのやはり育てる漁業としてのいろいろな諸施策もやつていくといふことを含めて考へてまいりす。

○大和田政府委員 この指定海域の制度は、実は具体的に申し上げますと、ただいま島根県の浜田沖で海底の石油の開発をやつておりますが、ああいうものでございす。重要海域といふはさうか指定海域で石油を掘るをするような場合は、知事あるいは場合によつて農林大臣に届け出をさせ、そして必要な場合は勧告をする。要するに漁業と海底鉱物資源との利用の調整をやらうといふわけにございす。したがって、ソ連船その他の漁業との調整はまたこれは別問題でございまして、指定海域にかりにソ連の漁船が乗り込んでまいります場合に、それが公海でありますればただそれだけの理由では抗議を申し込むことは私どもなかなかむずかしいだらうと思ひます。ただ銭州で、あれは太平洋のサバの産卵地帯として非常に重要なところとございまして、私ども銭州でサバのまき網の漁業は禁止して一本釣りだけで許可しておらないのに、一昨年でございすか、ソ連がまき網で銭州でサバをまいたといふことに對しまして、私ども資源保護上ソ連に對してきつ申し入れをいたしたわけであり、資源保護上あるいは日本の漁船の漁具を痛めつける場合に、ソ連に對して抗議を申し込むことはいたしますけれども、指定海域で漁業をするといふことだけではなかなか国際法上、特に日本が公海の自由といふことをソ連に對して強く主張しておりますたてまえからいって、それは少し無理ではないかと思ひます。

○大和田政府委員 開港センターの四十六年度におきまして政府の出資は一億で、民間からも一億の出資を願うつもりでございすが、仕事はだんだん発展いたします。私ども出資の増加について十分努力をいたしたいと思ひます。

○大和田政府委員 指定海域の制度は、実は具体的に申し上げますと、ただいま島根県の浜田沖で海底の石油の開発をやつておりますが、ああいうものでございす。重要海域といふはさうか指定海域で石油を掘るをするような場合は、知事あるいは場合によつて農林大臣に届け出をさせ、そして必要な場合は勧告をする。要するに漁業と海底鉱物資源との利用の調整をやらうといふわけにございす。したがって、ソ連船その他の漁業との調整はまたこれは別問題でございまして、指定海域にかりにソ連の漁船が乗り込んでまいります場合に、それが公海でありますればただそれだけの理由では抗議を申し込むことは私どもなかなかむずかしいだらうと思ひます。ただ銭州で、あれは太平洋のサバの産卵地帯として非常に重要なところとございまして、私ども銭州でサバのまき網の漁業は禁止して一本釣りだけで許可しておらないのに、一昨年でございすか、ソ連がまき網で銭州でサバをまいたといふことに對しまして、私ども資源保護上ソ連に對してきつ申し入れをいたしたわけであり、資源保護上あるいは日本の漁船の漁具を痛めつける場合に、ソ連に對して抗議を申し込むことはいたしますけれども、指定海域で漁業をするといふことだけではなかなか国際法上、特に日本が公海の自由といふことをソ連に對して強く主張しておりますたてまえからいって、それは少し無理ではないかと思ひます。

○大和田政府委員 開港センターの四十六年度におきまして政府の出資は一億で、民間からも一億の出資を願うつもりでございすが、仕事はだんだん発展いたします。私ども出資の増加について十分努力をいたしたいと思ひます。

○大和田政府委員 開港センターの四十六年度におきまして政府の出資は一億で、民間からも一億の出資を願うつもりでございすが、仕事はだんだん発展いたします。私ども出資の増加について十分努力をいたしたいと思ひます。

○大和田政府委員 指定海域の制度は、実は具体的に申し上げますと、ただいま島根県の浜田沖で海底の石油の開発をやつておりますが、ああいうものでございす。重要海域といふはさうか指定海域で石油を掘るをするような場合は、知事あるいは場合によつて農林大臣に届け出をさせ、そして必要な場合は勧告をする。要するに漁業と海底鉱物資源との利用の調整をやらうといふわけにございす。したがって、ソ連船その他の漁業との調整はまたこれは別問題でございまして、指定海域にかりにソ連の漁船が乗り込んでまいります場合に、それが公海でありますればただそれだけの理由では抗議を申し込むことは私どもなかなかむずかしいだらうと思ひます。ただ銭州で、あれは太平洋のサバの産卵地帯として非常に重要なところとございまして、私ども銭州でサバのまき網の漁業は禁止して一本釣りだけで許可しておらないのに、一昨年でございすか、ソ連がまき網で銭州でサバをまいたといふことに對しまして、私ども資源保護上ソ連に對してきつ申し入れをいたしたわけであり、資源保護上あるいは日本の漁船の漁具を痛めつける場合に、ソ連に對して抗議を申し込むことはいたしますけれども、指定海域で漁業をするといふことだけではなかなか国際法上、特に日本が公海の自由といふことをソ連に對して強く主張しておりますたてまえからいって、それは少し無理ではないかと思ひます。

○大和田政府委員 開港センターの四十六年度におきまして政府の出資は一億で、民間からも一億の出資を願うつもりでございすが、仕事はだんだん発展いたします。私ども出資の増加について十分努力をいたしたいと思ひます。

○大和田政府委員 開港センターの四十六年度におきまして政府の出資は一億で、民間からも一億の出資を願うつもりでございすが、仕事はだんだん発展いたします。私ども出資の増加について十分努力をいたしたいと思ひます。

クアッブが大きなねらいであることは間違いないが、沿岸といいますが沖合といいますが、中小漁業のためにも、たとえば日本太平洋岸の大陸だの下で、大体水深六百メートル以上のところ、沖合の底びきの操業試験といいますが、新漁場の開発もやるつもりで、ただ遠洋漁業だけのセンターというふうにも私も考えておられない。イカの問題でありますとかあるいはサンマの問題でありますとか、そう遠くへ行かなくても、また現在利用しておられないところの海面において新しい漁場を開発するつもりでございます。

○角屋委員 水産庁長官、ちょっと答弁漏れがありました。本年度の新漁場開発の計画あるいは今後の新漁場開発のプランというものについてお答えを願いたい。

○大和田政府委員 簡単に触れたつもりでありますが、今年の計画としては、まずマグロはえなわ漁業で大西洋南部の高緯度海域、それから海外トロール漁業といまして、ニュージランドの周辺海域、アフリカの東海岸の沖合の海域、まき網漁業といまして東部の太平洋海域、南東部大西洋海域、サンマ漁業といまして北東部の太平洋海域、スルメイカ漁業としてニュージランド周辺海域、沖合の底びき網漁業として日本沖合の海域、大体太平洋の南部、カツオ漁業としてパラオ、トラク周辺海域、以上九海域でございます。

将来の重点といまして、太平洋あるいは大西洋の北部にもかなりの力を差し向けますけれども、おもな重点としては太平洋及び大西洋の南部地帯というふうに考えております。

○角屋委員 問題は新漁場開発をやる地域あるいは漁業種類を見ますと、大半は指定漁業、指定漁業でないものも一部ございますけれども、結局指定漁業の大臣許可問題あるいは指定漁業でないものについての大臣の承認問題あるいは新しく漁業権の切りかえということが、次のときになると昭和四十七年ということになるわけですが、新しい漁場を開発をし、企業的な経営が可能になるというふうな調査に基づいて、いわゆるそういうところに対する指定漁業の指定をどういうふうな運営としてやっていくのかという点等についても、ひとつ考え方を聞きましておきたいと思っております。

○大和田政府委員 新漁場の開発によりまして、きわめて有望な、また相当多数の漁船が行っても差しつかえないような漁場を発見いたします場合には、私も許可等について十分検討いたすつもりであります。

○角屋委員 最後に、大臣にお伺いしたいのでありますけれども、今回特に海洋水産資源開発促進法案というものを提起されたわけですが、これはやはり運営いかによっては、沿岸、沖合、遠洋漁業も含めて相当有効な手段になるというふうには私は判断をいたしております。この内容の点については、やはり産後の肥立ちが必ずしもよくないという不満な面ももちろんありますけれども、積極的にはやはり水産サイドからの施策というものの情熱をもって運営をやっていく、あるいは予算その他の問題についても裏づけをしていくということ、大臣自身が臨まれていくならば、やはり相当有効な立法たり得るというふうに私は判断しております。今後こういう海洋水産資源開発促進法案等も含めて、これからの日本漁業の発展のための農林大臣の決意というものを、最後にお伺いをしておきたいと思っております。

○倉石国務大臣 御激励を賜わってまことに感謝にたえないのであります。私も、ただいまの水産関係につきましては、先ほども申し上げましたように、ペルーはあんな特殊な、カタクチワイシのようなものであります。わが国は世界第一の漁業国、しかも日本人としては、動物性たん白の摂取量の中で、肉類よりは魚のほうが多く、全体の五〇％を上回っている、こういうこともあり、栄養上からも大切な産業であります。したがって、今度御審議を願っておりますようなこの法律の精神は、先ほど来質疑応答で政府側の考えを申し上げておるとおりであります。私も、

いたしましては、いま遠洋等につきましても、調査船の形態等から見まして、アメリカ、ソ連等にはるかに劣っているということを痛感せざるを得ない状況であります。しかしその他については、私もかなりな技術を持っておるわけでありまして、私どももかなりな技術を持って、この遠洋の調査、それから沖合及び沿岸について、さらに一段と力を入れて、海洋日本というものの本質をしっかりとしたい、こういう決意で、政府も、予算面等においても、その方面に力を注いでまいるつもりであります。

○角屋委員 以上をもつて、三法案に対する質問を終わります。どうも長時間ありがとうございました。

○草野委員 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 水産三法の中で、水産業協同組合法の一部を改正する法律案について、農林大臣並びに水産庁長官、関係当局に質問をいたします。漁港法の一部を改正する法律案及び海洋水産資源開発促進法案については次の委員会に質問を願うことにいたしました。水産業協同組合法の一部改正にしましては、質問いたしたいと思っております。先ほどの答弁で、改正の内容についてはおおむね二点あるということで、組織の面で漁業の実態に即した改正を行なう、もう一点は、民主主義の線に沿って合理的に運営をする、すなわち組合の経営を合理的に運営していく、こういったことが改正の二つのおもな点であると、こういうふうな御答弁があったわけですが、まず最初に御伺いしたいのは、農林大臣にお尋ねいたしますが、水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、いかなる背景のもとに改正をするのか、その真意をさらに御伺いしたいのでございます。

○委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席。

○倉石国務大臣 わが国の漁業生産は、先ほど来御質疑がございましたように、近年順調な伸びを示しておりますが、資源の制約、公害の進行と、漁業をめぐる環境はだんだんきびしさを加えております。こうした動向に対処いたしますために、水産資源開発、増殖漁業の展開、それから漁業経営の近代化、流通、加工の合理化等の諸施策を強力に推進する必要があると存する次第であります。これらの課題に対しまして構造改善事業等、具体的諸施策を推進するにあたりましては、漁業協同組合その他水産業協同組合の経済活動を強化することが最も必要であると考えられますので、水産業系統組織の充実強化については今後とも一層の努力をいたす考えであります。そのような趣旨で、このたび改正をいたしたい、こういう考え方に立っておりますわけでございます。

○瀬野委員 業種別協同組合の代表で、カツオ・マグロ漁業者の経営が、漁業権の保有主体になれないという一つの問題が背景にあることは御承知のとおりだと思います。この点が運営に一番困るというところにあると私は考えておるわけでありまして、さらに現状からして、一ぱいでは経営は安定しない。すなわち複船経営にしたい。政府は、去る四十二年と思いましたが、制定されました中小漁業振興特別措置法によって、複船移行を指導し、法人化して税金の軽減等をはかり、公庫の安い金を借りる、こういったことで指導をしておられるようでありまして、こういったことが一つの背景となって今回の改正になっていると、こういうふうにも私も考えておるわけでございますけれども、この点についてもひとつさらに御説明をお願いいたします。

○大和田政府委員 今回の漁業協同組合の正組合員の資格の引き上げの問題は、漁業の近代化といいますが、法人化が進むと同時に、漁業経営規模の大型化が行なわれまして、現在の法規では漁業の実態に合わないということが改正の理由でございます。その一つのあらわれといまして、御指摘のとおりカツオ・マグロ漁業の近代化の指標でございますが、方向をいたしまして、四船化の問題でございます。三百五十トン程度の漁船を四は持つことが一つの合理化のひな形であるという指導も私もいたしておるわけでございますが、

ております。こうした動向に対処いたしますために、水産資源開発、増殖漁業の展開、それから漁業経営の近代化、流通、加工の合理化等の諸施策を強力に推進する必要があると存する次第であります。これらの課題に対しまして構造改善事業等、具体的諸施策を推進するにあたりましては、漁業協同組合その他水産業協同組合の経済活動を強化することが最も必要であると考えられますので、水産業系統組織の充実強化については今後とも一層の努力をいたす考えであります。そのような趣旨で、このたび改正をいたしたい、こういう考え方に立っておりますわけでございます。

そういたしますと、三百五十トン型の船で四隻と
いいますと千四百トンでございますから、私ども
が千五百トンに法人の正組合員の資格を引き上げ
ましたのも、そういうことを実は頭に置いてやっ
たわけでございます。

○瀬野委員 そうしますと、一ぱいが、大体建造
費が三百トンで二億円というふうには聞いてお
りますが、千四百トンとなりますと十数億という
建造費になってまいります。そういうことをも
配慮に入れて融資の道等も考えてこのような対策
を立てておられるのか、その点関連してお伺いを
いたしておきます。

○大和田政府委員 融資の道といたしましては、
公庫の道もございまして、それから千五百トン程
度になりますと開港銀行の例の七分五厘で四十六
年度に四十億の融資ワクを持っておりますものも
ございまして、公庫の融資のワクあるいは開港
銀行のワクの増加についても今後努力をいたしま
して、いま申し上げたトン数程度のいわば中堅的
なカツオ・マグロ業者の漁業経営にとって金融が
非常にリミッティングファクターにならないよう
に私も努力いたすつもりでございます。

○瀬野委員 後ほどまたこの点については若干触
れることにいたしまして、次に漁業権の保有主体
についてお尋ねをいたしたいのでありますが、漁
業協同組合は漁民等の協同組織として活発な経済
活動を行ない、漁民等の経済的地位の向上
をはかるための組織であるとともに、漁業権の保
有主体として重要な役割りを果たしている組織体
であることは御承知のとおりであります。漁民の
生産活動の場を与えている共同漁業権に基づく共
同漁業、ノリ養殖業等の特定区域漁業権に基づく
漁業については、一定の要件を備える漁業協同組
合にこれらの漁業権を保有させ、その管理権を認
めた漁業権制度を採用していることも御承知のと
おりであります。このように漁業生産に関する
基本的制度を定める漁業法と水産業協同組合法と
は車の両輪のようなものでございまして、漁業協
同組合の組合員資格の範囲は漁民を中心として厳

格にそれぞれ法で定められておるところでござい
ます。しかも本来漁業権の保有主体としての組合
の範囲のあり方と経済事業体としての組合の範囲
のあり方とは地域的にも内容的にもおのずから異
なるものがあるわけでございます。従来からこの
点はこの調整に問題があったことも御承知のと
おりでございますが、現在漁業協同組合以外に漁業
権の保有主体が求められないとされておき、問題
の解決が将来に残されておるわけでございますが、
このような点を考える場合に、組合員資格の
変更というものは重大な問題となる。特に法人組
合員の範囲を拡大するという点については慎重
にやるべきである、こういった意見があるわけ
でございます。この機会にこの問題についてこの関
係をどのように調整をされたか、基本的な方針を
お伺いしておきたいわけでございます。

○大和田政府委員 漁業権の保有主体として、た
とえば漁業協同組合のほかに漁業権小組合をつ
くってはどうかという御意見があるわけござい
ます。私も水産業協同組合法改正にあたりまし
て、昨午学識経験者を集めて研究会を設けまし
たときも、実はその議論が相当活発に行なわれ
たわけでございます。しかし大勢の御意見もまた
私どもの意見も、漁村にその団体を幾つもつくる
ことはまずいのではないか。これは当然漁民
の経済的な負担になるわけでございますから、ま
た漁業権と漁業協同組合というものは発生的にも相
当結びつきが強いわけでございますから、現状で
漁業協同組合が漁業権の主体となつていことに
ついて非常にまずいことがあれば別でございます
けれども、まずこれで運用して差しつかえないで
はないか。新しい団体をつくることはかえって漁
村の団体の力を弱めることになりはしないかとい
うことで、私も漁業権小組合の思想というのは
今回もとらないで、その点は従前どおりとした
わけでございます。

それから法人経営で三百人以下、かつ三百トン
以下というものはすでに現行法でございましてか
ら、法人に正組合員の資格を与えることが是が非

かという問題は私は三十七年の法改正のときい
わば決着がついた問題であつて、漁民と並んで漁民
にはほひとしような会社経営のものが協同組合
を正規の組合員として構成するということは、私
はそれでいいというふうに考えるわけございま
す。ただどういふ範囲の法人を組合の正組合員に
認めるかということは、これは先ほども繰り返
し申し上げましたように大企業を入れるわけには
いかない。現実には漁業経営の規模が相当大きくな
つてきておるわけでございますから、その現実を踏
まえて、漁民並みに扱って差しつかえない程度の
いわば中小企業的なものは正規の組合員にして差
しつかえないという、そういう判断で今回の改正
をいたしましたわけでございます。

○瀬野委員 いまの答弁に関連してここで確認し
ておきたいのですが、現在は一町村で部落ごとに
三ないし四つの組合がある。そうすると、その村
ないしは町の地先のサザエとかノリだとか、こ
ういった特定の漁業権については、あくまでも自
分の村の地先における水産物については権利が
あつたわけでございますが、今度の法改正によつ
てそういうものは従来どおりに権利を与えてい
く、こういうふうな意味にその点は理解してよろ
しいか、その点もここでつきり御答弁を承つて
おきたい。

○大和田政府委員 いまのお話しの点は今回の改
正とは関係ございません。

○瀬野委員 そこで次の問題ですが、漁業権の保
有主体をいま従来どおりということとございまし
たけれども、このように今回の改正によつて法が
施行されますと、従来のいわば零細漁民の中に組
合の執行部等が入ってくる、いわばかなり資本を
持った人が入ってくる、こういうことになってま
いますと、このことは組合自体の信用が増し、
また資金の融通等もかなり大きく扱われるとい
うことになるメリットもあるわけですが、反面漁
業協同組合の零細漁民に対する圧迫等がかなり行
なわれてくる、いわゆる零細漁民の保護に心配が
持たれる、こういうふうな懸念もするのですが、

この点の検討はどのようになされておるかお伺い
をいたしたいのであります。

○大和田政府委員 漁業就業者の数は大体五十七
万人でございます。それがほとんどすべて漁業協
同組合に加入をしておるわけでございます。今回
の法改正によりまして新たに正規の組合員となる
資格のある会社は三百七十でございます。全国に
それが散らばつておるわけではございませんで、
カツオ・マグロ地帯あるいはまき網地帯、底びき
網の地帯、そういうところにあるわけございま
すが、大体その人たちが加入をしたいと思われ
る組合にはすでに三百トン以下の組合員が入つて
おるわけでございます。そういう中に全国的に見
て三百七十の会社が新しく入るということござ
いますから、これによつていままでの沿岸漁民の
選挙権あるいは議決権が事実上大きな影響を受け
るということは私はまずないというふうに思いま
す。もしそういう事態がありますればそれは私ど
も十分の手当てをして漁協の指導をいたしますけ
れども、まずそういう御心配はないというふう
にお考えいただいてよろしかろうと思ひます。

○瀬野委員 業種別の漁業協同組合と地域漁業協
同組合が同じ条文になつているところにいろいろ
混乱と問題があるように見受けるわけでありま
すが、これらは別途に断ち分けて一章を設けて別の
条文にすべきじゃなかったか。すなわち地区漁業
は個人とし業種別漁業は個人を圧迫しないように
改正すべきじゃなかったか、こういう意見もある
わけでございますが、この点についてはどのような
見解をお持ちであるか、お答えいただきたい。

○大和田政府委員 法人組合員は業種別漁協に属
すると同時に大体地区漁協にも属しておるわけ
でございます。また地区漁協に属するいわば漁民が
だんだん大きくなって、カツオ・マグロ、まき網
等々、千五百トン以下の法人にまで成長するとい
うのが現実でございます。確かにいまのお話のよ
うに抽象的と言つて適切ではございせんけれど
も、理屈として考えますと地区別漁協と業種別漁
協というのは確かに活動の分野その他において違

昭和四十六年四月十四日

いますから、法律の規定においてもこれを別章を設けて規定することが適當ではないかというふうにお考えいただけますけれども、実際地区漁協あるいは業種別漁協がやっておりますこと、それから組織の実態等を考えますと両者それほどの区別はございません。したがって、地区別漁協でありながら実態として業種別漁協の実態を持つておるものも現にございます。したがって、私も、さらに漁業が進展をいたしまして、会社企業と漁民、したがって業種別漁協と地区漁協と非常に異質のものになりました場合には、法律の点でも両方を別に規定するということがあるいは検討されるべき課題であるかも知れませんけれども、現在の段階ではむしろ両者を分けましても分けるだけの実益があまりないのではないかとこのように思います。

○瀬野委員 業種別漁業協同組合と地区漁協の組合員を分けることによって零細な正組合員の個人が利益を十分守られるということから私質問をいたしましたわけでありまして、水産庁長官の答弁によつて、将来異質のものが起きた場合には検討する、こういうような御答弁でございました。現在はまだ実益がないということでございますが、これらのことがやはり末端ではいろいろ取りざたされ問題になっておりますので、ひとつ十分検討されて今後さらに調査を進めていただきたい、かように思います。

なおこの機会に、戦後、昭和二十四年と思いましたが、百八十一億円で政府は全国の漁業権を買い取ったわけですが、これによつて、今度の法改正でまた昔に逆戻りするといふような批判等も起きておるわけですが、この点について国民に対する不安のないようにひとつ御答弁をいただきたい、かように思います。

○大和田政府委員 戦後の新漁業法の制定、いわゆる漁業改革によりまして漁業権を喪失させるかわりに、御指摘のように百八十億程度の漁業権証券をもって支払いをしたということがございます。このことと、それから現在いま御審議をお願い

いたしております水協法の改正とは実は直接の関連はございませんで、先ほど申し上げましたように、法人の組合員の資格を引き上げるといふことも、該当者は三百七十でございます。三百七十で数は小さいわけでございますが、これがカツオ・マグロあるいはまき網等の中堅でございますから、それを組合に入れるという意味は非常に大きいわけでございますけれども、しかしいざいざいたしまして三百七十の会社を組合に組み入れる、そういうことでございますから、漁業改革以前の古い形の組合なりあるいは漁村の実態に反するということは私どもも毛頭考へておりません。この点は御心配は御無用というふうに思ふわけでございます。

○瀬野委員 従来における組合員の資格要件の拡大というところでございますが、協同組合の構成を定める組合員の資格要件をどの程度の範囲にとどめるか、あるいは組合が行なうことができる事業をどこまで認めるかというところは、漁業制度の本質に關する最も重要な問題であります。組合員の資格については、二度にわたつて組合員の資格要件の緩和についての改正が行なわれておりまして、個人に限られていた組合員資格を法人に拡大する等、組合員資格の範囲拡大がはかられてきたわけでありまして、すなわち昭和二十五年の改正、三十七年の改正と、先ほども論議があつたところでございますが、さらにこのことについて昭和三十七年八月二十四日の当委員会における附帯決議の中に「中小漁業者のための組織の在り方についても、今後の漁業の発展に即応し得るようすみやかに検討を加へるべきである」といふ附帯決議がついておるわけでございますが、以上の経緯と今回の改正の内容との関係についてさらに明らかにしていただきたい。

○大和田政府委員 三十七年の法律改正に際しまして、漁業協同組合の正組合員の資格を法人として従業者三百人以下、かつ使用トン数三百トン以下というものにいたしましたことは、先ほども申し上げたとおりでございますが、この点に関連いたし

まして、そういういわば中小企業的な漁業者あるいは漁業会社を漁業協同組合の中に入れ込むことがいいのか、あるいは別に組織をつくることかというのか、そういう御議論がその附帯決議の背景にあつたわけでございます。私どももこの附帯決議を受けて、今回の改正をいたします過程において、研究会その他で十分討議、研究をいたしたわけでございますけれども、業者自体が新しい組織をつくらうと漁協を弱めることに賛成をいたさないという事情もございまして、それからまた、さなきだに強くない漁業者の経済的な勢力を幾つかの団体に分散させることは決して好ましくないわけではございませんから、結論をいたしまして新しい組織をつくらうと漁業協同組合の中の問題として解決をしよう、そして法人組合員の資格を引き上げる場合も、先ほど御説明いたしましたけれども、やはり中小企業者のものに限定するという精神はあくまで貫こうということが今回の改正の本旨であるわけでございます。

○瀬野委員 水産業協同組合の目的は、第一条の中に「この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを圖り、国民経済の発展を期することを目的とする」とこのように目的がうたわれ、さらに定義は第十条に「この法律において『漁民』とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいふ。『水産加工業者』とは、水産加工業を営む個人をいふ」と規定されておるわけでありまして、今回の場合も法律の自身の改正はそれぞれ行なわれておりますけれども、法律の目的あるいは定義の改正といふものが取り上げられていないのであります。すなわち法律の目的と定義の規定から理解されることは、水産業協同組合の制度は原則として個人の協同組織であるべきことをたててまゝとしていることは明らかであります。二十三年の水協法制定以来、去る昭和三十三年における制度改正が行なわれるまでの間は、正組合員たる資格者は個人に限られてお

り、また昭和三十三年の法改正の際にも法人について正組合員資格を認めたとはいへ、その法人の規模については個人と大差なく、一応漁民と同様に取扱い支障がないと考えられる小規模の者に限つて法の目的を忠実に守るようにつとめておるわけでありまして、そこで、この組合員資格の要件の緩和をはかる必要がある場合には、法律の目的の規定との調整を十分に検討する必要がある、こういうことであります。法の目的を改正することなくして組合員の資格要件を緩和できるなど、これらの限界、ひとつこの関連性についていかなる検討をしてこられたか、お伺いしたいわけですが、すなわち、当然これは内容からして目的を改正すべきである、こういうふうに私は思うのですが、それにはいろいろ検討された立法の精神があらうと思ひますが、それを明らかにしていただきたい、こう思ふわけでありまして。

○大和田政府委員 水産業協同組合といふことは、漁業協同組合が個人を主体とする組織であることはお説のとおりであります。しかし、現実に漁民と同じような実態を持つておる会社を取り組むことが協同組合の本質にとつて決して矛盾したものではなく、また協同組合自体の成果を盛り上げるものだから御判断で、三十七年に水産業協同組合法の改正があつたといふふうに私は考へるわけでございます。したがって、個人だけでなく、会社組織のものを組合員とすることが是非かという議論ではなくて、協同組合の中にどの程度の会社組織を入れることがいいかという、そういう問題であります。その問題でありますれば、私は外の実態の変化に応じて漁民と大差がない中小企業的な会社は、これを正規の組合員として認めることが、むしろ漁業協同組合を強くし、また漁業者の経済的な地位の向上に役立つのではないかと、そういう判断が今回の改正の趣旨でございまして、したがって、第一条の字句の改正——字句の改正といふことではございませんで、それはおそろく法の相当本質的なものの改正につながると思ひますが、私は第一条の改正も

またその必要はない、そういうふうに考えるわけ
でございます。

○瀬野委員 とういうことについて再度お尋ねす
るのですが、従来の三百トンから一挙に五倍の千
五百トン、こういふふうなことになるわけでは
ございません。そこで、内容を変えておるにもか
かわらず、その看板というか、その目的というものが
変わっていない。当然変えるべきではないか、こ
ういふふうに思うのですが、その点はさらにひと
つどのように検討されたか、もっと御答弁をいた
だきたい、かように思います。

○大和田政府委員 千五百トン程度の使用トン数
の漁船を持っております会社は、個人で相当大き
な業者とはほとんど大差がないわけでございます
が、また同時に私も漁業経営の近代化とい
いますか、経営の改善といいますが、中小漁業振興
特別措置法を中心としてカツオ・マグロ、まき網
その他について一定の標準をつくって指導いたし
ておるわけでございます。カツオ・マグロにつ
きましては、先ほど申し上げましたように、一隻三
百五十トン程度のものを四は、それからまき網
につきましては、一カ統五百トン程度のものを三カ
統、これも計千五百トンになるわけでございます
が、そこまではしなれば、とても今後の競争場裏
に立てないぞという、そういう指導方針でやって
おりますものが大体千五百トン程度でございます
て、これがまた同時に、会社経営としてはかりで
なしに、カツオ・マグロあるいはまき網、底び
き、その他等々にとつても一つの目安になるも
のでありますので、相当有力な個人でも、あるい
は会社でも、中小企業的なものの範囲の中で、正
規の組合員の資格がどの程度であるべきかとい
うことを十分考へての措置でございます。したが
いまして、もし今回のような改正をいたしません
と、はなはだ妙なことを申し上げるようござい
ますが、三百トン以上ないし千五百トン程度の船
の持ち主といえますか、漁業者は、カツオ・マグ
ロ等ほんとうの中堅的な経営主でございますか
ら、その人たちは協同組合に入ることもできず、

協同組合の事業も利用できない、議決権も選挙権
も当然持てないという、そういう事態になりまし
て、このまま放置をいたしますと、片方では経営
の合理化のために法人成りを進められ、片方では
法人になれば漁業協同組合から出ていかなくては
ならないという、そういうきわめて矛盾した事態
が生ずるわけでございます。したがって、私は、私
は、今回の千五百トン程度のもの、これは実態
的に中小企業でございますから、それを漁業協同
組合の中に入れても、水産業協同組合法の本来の
趣旨をそこねることは万ないというふうに確信を
いたしておる次第でございます。

○瀬野委員 さらに念を押してお尋ねをいたして
おきますが、第一条の目的を優先させるのか、逆
に法人の組合員資格要件の緩和を優先させるの
か、こういふことについては、いかなる見解を
持っておられるか、お伺いしたいのであります。

○大和田政府委員 私ども当然法律を執行する立
場からいへば、この法律の第一条というのは金料
玉条でございます。漁民及び水産加工業者の協同
組織の発達を促進し、云々というものは、これは当
然守られなければならない第一のものでございま
すけれども、問題は、漁民と同じような会社を協
同組合の中に入れて、組合員も利益を得、組合も
利益を得るといふことをはかることが水産業の行
政として賢明ではないか、そういう立場でござい
ます。したがって、法律の第一条をないがし
ろにして、漁業協同組合の組合員の資格を引き上
げるだけを優先的に考へておるわけでは決してご
ざいせん。

○瀬野委員 大臣、いまいろいろと質問をしてま
いりましたが、第一条はやはり金料玉条であるとい
う御答弁であります。第一条の「漁民」、すな
わち個人を優先させる考へというふうに理解する
ならば、あくまでも目的順守の姿勢を明らかにす
るためにも何らかの漁民に対しての保護対策とい
うのを考へるべきではないか、こういふように思
うわけですか。もちろん私は、この法案について
は、ぜひ法案を成立させていきたいという立場に

立っていろいろ質問もいたしておりますが、この
法案が成立した場合に、従来のいわゆる零細漁民
に対する保護のためにこのような組合がなされて
きたわけではございまして、実際今日末端をなが
めてみても、今回のこの水協法の改正について
は、いわば末端組合員の——理事以上は知って
知っております。また上層部になるほどこれは知
おりますが、末端の零細漁民はこういふ問題に
ついて理解が少ないわけでありまして、そこで公
問題その他からいろいろと漁場が狭められ、漁民
もいまは生活にたいへんあえいでおるときでござ
いますので、この改正によつて零細漁民の不安が
ないために大臣からもこういふところを明らか
にして、今後審議の過程でまたいろいろ論議をさ
れるわけでありまして、漁民に対する保護対策は
こうなっているのだというところのあたにかい答
弁をいただきたい、かように思つて、私、このよう
な質問をしておるわけですが、このままでは、零
細漁民、すなわち組合員である個人は権限が無視
されて、あたかも窮地に追い込まれるようなおそ
れが起きてくる、こういふふうなことをいろいろ
お聞きしておるわけでありまして、またそのよう
に思つておるわけですか。そういふことから大臣にお尋
ねをいたしておきたいのであります。

○倉石国務大臣 水産庁長官からも申し上げまし
たように、本法の第一条の目的については少しも
変更はないわけでありまして、その趣旨は貫かれ
ておるわけでありまして、そこでもお話のござい
ました御精神は、たぶん沿岸の零細な漁業等につ
いて十分な配慮をする必要があるではないかとい
うこと、もう一つは、これらの零細な人々の権
利も無視されるようなことのないようにというこ
ともあると思ひますが、御存じのように、總會で
は一會員一票制でありますからして、議決権につ
いては当然変更はございせんし、それから沿岸
について特段私どもが沿岸の漁業政策についてウ
エイトを置いて考へておることも御存じのとおり
であります。ただ今回の改正につきましては、限
度を千五百トンというふうにいたしましたのは、

これは農協法の合併のときも、いろいろそれに類
するお話がございましたし、それから先ほど来こ
こで他の委員と政府側との質疑応答にもございま
したように、今度のこのような改正をいたしますこ
とによつて漁協がえつてしつかりするのでない
かというところの考へ方のもとにやるわけではな
いので、傘下の、つまり水協に入っております
個人個人の漁業者の御不安というものはもちろん
全然ないわけだと思ひます。ことに運営してまい
ります間に、農協の場合もそうでありましたけれ
ども、政府は運営の段階において、もちろん何か私
どももいま想定することはありせんけれども、お
話のような点については十分考慮いたしまして
て、そういう零細な沿岸の方々に御不安ならし
めるための指導は当然十分やつてまいるつもりで
あります。

○瀬野委員 准組合員の資格要件の変更について
でありますけれども、准組合員というものは、組合
員のうち議決権及び役員または総代の選挙権を有
しない者、これは法第二十一条でうたわれており
ますが、この准組合員を認めるか認めないかは、
組合が実情に応じて自主的に定款で定めることが
できる、このように私理解しておるんですが、准
組合員を定款で認めるということがあるのか、ま
た、認めていくについてはどういふふうに御見解
をお持ちであるか、水産庁長官の御答弁を念のた
めに伺つておきたいのであります。

○大和田政府委員 千五百トンないし三千トンの
漁業会社、これは准組合員の資格を新たに得るわ
けでございます。少し正確に申し上げますれば、
地区組合では千トン以下、業種別組合では二千
トン以下ということになっておりますから、それが
三千トンに引き上げられるわけでは、千五百トン
ないし三千トンの漁業会社というものは、先ほど申
上げました三十七あるわけでございます。これは
毎々申し上げておりますように、カツオ・マグロ
とかあるいはまき網等々で正組合員と並んでやは
りその地において中堅的な漁業会社であるわけ
で、ただ容易に千五百トンないし三千トンのもの

を漁業協同組合の正組合員にいたしませんでしたのは、業態としてやや類似をいたしておりましたけれども、中小企業等協同組合法第七十二条にございます排除命令の対象にしない漁業協同組合の法人組合員の資格を引き上げるための限度はどれくらいかということの検討に際しまして、千五百トン以下ということにいたしました。三千トン以下のもは今回正規の組合員の資格を与えなかったわけでございますが、実態としてこれもやはり中小企業的なものであることには変わりはないと思いますので、組合が定款に規定いたしましたし、それらの者たちを准組合員として入れ、貯金を吸収しあるいは販売事業、購買事業等々の利用をしてもらう。そういうことがよいという判断をいたしました。それは、これは組合が定款をもってそれらの者を准組合員としたわけでございます。私どもは特別にこれを組合に対して准組合員にせよというようにという積極的な指導をいたすつもりはございません。これはそれぞれの組合の事情でございますし、非常に数として少ないわけでございます。焼津あるいは三崎等々、組合の名前をあげてもおそろくそうたくさんものにはならぬわけでありまして、これは組合自身がおきめになればいいのではないかとふうに思います。

○瀬野委員 第四次漁業センサスのデータによりまして、漁船漁業法人の階層別経営体数、漁獲金額等が出ておりますが、ただいま長官からも御答弁がありましたように、千五百トンから三千トン、准組合員が三十七、これは全体の三・二％。ところが三百トン以下は七百十八組合で六二・六％、三百トンないし千五百トンが正組合員三百七十で三二・二％、合計九八％となっております。なお三千トン以上が二三で二％、こういうふうに表が出ておりますが、法人の中で二十三だけが抜けるということになると思うのですが、構成比からいけばほとんどにわずかであつて、ほとんどが今回の法改正によって組合員に入っていくというふうになるかと思うのです。それだけに目的改正も必要である、こういうふうに申し上げ

ているんですが、先ほどから答弁がございましたので、この点は一応おくとしまして、二十三の法人、これは明確に言えるのか、どういふ法人がこれに入るのか。全部言いつてもいいかと思ひますが、おもなものを若干あげていただいて、いづれまた質問のあとで資料でも見せていただければいいかと思ひますが、二十三というものはつきりとしておるのか、念のためにこの機会に伺つておきたいのであります。

○大和田政府委員 この使用船舶三千トン以上の法人二十三の中には当然、大洋、日本、極洋、日魯、宝幸、報国、北水等々、いわゆる大企業会社が含まれておるわけでございます。

○瀬野委員 二十三の企業が全部チェックしてあられると思ひますので、いづれ後ほどまた資料を見せていただくことにいたしまして、次の質問に入つてまいりたいと思ひます。

水協法を除く他の水産関係法令においては、法人に関する中小漁業者等の定義をどのように規定しているか、これについて明示をしていただきたいのであります。すなわち、ばらばらになつておるわけですね。人については規定がありますけれども、船についてはばらばらになつておるわけであり、船とものさしが二つあるわけでございます。人、船とものさしが二つあるわけでございますけれども、この点についての御見解を承つておきたいのであります。

○大和田政府委員 ちょっと複雑になりました。聞き苦しいかも知れませんが、お尋ねでございますので申し上げます。沿岸漁業等振興法によりまして中小漁業者は「その常時使用する漁船の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下である漁業者」というふうになつております。

それから、中小漁業振興特別措置法の中小漁業者は、こまかいところは省略しますが「常時使用する漁船の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が二千トンをこえない範囲内において政令で定めるトン数以下であるもの」となつております。

それから、底びき網漁業につきましてはまたさらに非常にこまかい規定になつておるわけで、底びき網漁業に「使用する漁船の合計総トン数がその者の使用する漁船の合計総トン数の三分の二以上であるものにあつては、千五百トン」とする。ただし、業種別組合の組合員については二千トン、これが中小漁業振興特別措置法に基づく中小漁業者でございます。

それから漁業生産調整組合法におきましては「使用する漁船の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下」というふうになつております。

漁業災害補償法における中小漁業者は三百人以下、合計総トン数が千トン以下、ただし業種別組合の組合員たる法人にあつては二千トン以下、そういうことになつております。

以下、中小漁業融資保証法等々たくさんございますけれども、省略させていただきます。

○瀬野委員 そこで、いま省略されましたけれども、現在農林漁業金融公庫法によるもの等がございますが、今回の改正では現行法どおりで、この使用漁船の総トン数は改正しようとしていないわけでありまして、すなわち農林漁業金融公庫法の場合、いわばギャップがあるというふうに思われるわけでありまして、水協法の資格者、業種別には三千トンまでは認める、組合員の資格は千五百トンまで認めることになりましたが、公庫法は千トン以下でないか貸さない、業種別には二千トンまでは貸す、こうなつておるわけで、他の制度との関連がはかられていないというふうに思ふのであります。これについてはおそろくこの法案を提案されて一挙にやると、いろいろ大蔵省の抵抗等もあったのではないかと思います。すでに新年度予算もはつきりしておる段階でございますから、いろいろその点の問題はあつたかと思ひますけれども、これはどういふふうな見解でこのようになつたのか、明らかにしていただきたいのであります。

○大和田政府委員 私は、漁業協同組合の正組合

員の資格と、それから国が財政金融的な援助をする場合と、必ず一緒でなければならぬというふうにも考えておられますけれども、できるならば一緒にしたほうがいいものが相当あることも事実でございます。私は、時を追つて順次協同組合法の改正の資格に合せて他の問題にもこれを及ぼしていききたい、そういうふうに考えております。

○瀬野委員 農林大臣が所用のために四時からお出かけになるそうですから、そのことについて一点、大臣に伺つておきますが、いま水産庁長官からそのような話がありましたけれども、これは当然このような法改正によって今回施行するといふ段階になれば、これらがかなり問題になつてくると思ひます。大臣としては、本年度は予算決定後でありまして、四十七年度については当然これは金融措置を考へていくということにならうかと思ひます。が、これに対する大臣の御見解を承つておきたいのであります。

○倉石国務大臣 ただいまのお話のようなことにつきましては、事情を見ながら漸次それに対処してまいらうという努力しなければいけないと思つております。

○瀬野委員 あと農林大臣に対する質問が若干あります。はしよつてやるわけにいきませんので、いづれまた機会がございましたので、けつこうでございます。

では、質問を続けてまいります。

総代会の設置基準というところについてお尋ねいたしますが、正組合員の総数が百一人から二百一人以上に引き上げられたわけでありまして、これについて根拠をひとつ水産庁長官から明らかにしていただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 私どもでもできるだけ組合の運営を総代会よりもむしろ総会でやるのが筋であらうというふうに考えますので、総会につきましても、先ほど申し上げましたように、代理の問題等について相当な改正をいたしたわけでございます。

すが、今回総代会でなければならぬと、運営できないという組合につきましても、総代会の権限を拡大した次第でございます。この場合、従来は百人というものが一つの基準でございまして、今回は二百人というふうにいたしました。これは、一つは総会でやるのが筋であらうということ、それからもう一つは、現在の漁業協同組合の組合員の平均が大体二百人前後ということでございますので、平均的な規模のものであれば総会と総代会とに振り分けていいのではないかと、平均よりも著しく小さいような組合はまず総会をやつてもいい、そういう趣旨でございます。

○瀬野委員 総代会については、組合員は総代の選挙権を有し、代理人は、二人以上の総代を代理することができない。総会にあっては、五人以上の組合員を代理することができない。さらに、正組合員が二百人をこえる組合は、総会にかわるべき総代会を設けることができる。総代の定数は、正組合員の四分の一以上、正組合員が四百人をこえる組合は百人以上、こついつたことになつておりますが、農協等では御承知のように、いわゆる正組合員が五百人以上の場合、こついつたふうな規模の大きいものになつておるわけでありまして、水協法では二百一人であるとし、結局過半数というのは百人になる。しかも代理といふものがきくわけでございます、四人までがきくわけですから、本人を入れて五票ということになります。そうすると結局二十数人ないし三十人ぐらゐで要件が満たされる、こついつたことになつてくるわけですね。こついつたことから考えますと、今後いわけ一部の者にこれが牛耳られて組合軽視になつていく、零細漁民の意思が反映していかないというふうな懸念が持たれますが、こついつたことは政府当局においても論議をせられたところであらうと思ひますけれども、これらについての政府の見解を承つておきたいと思ひるのであります。

○大和田政府委員 総会あるいは総代会その他漁業協同組合の運営についての改正の趣旨は、先ほども申し上げましたが、組合民主主義といふことは、組合員の声を正當に組合に反映させるためにはどうしたらいいかということに合せて、組合の運営を合理的にしたいということでございます。したがつて、今回の改正は、一つは総会をできるだけやりやすいような形にいたしておるわけで、できるならば私どもは総会によつて組合員の意思を反映させることが一番いい方法であると思ひます。そのために代理し得る組合員の人数もふやしたわけでございます。しかし、それと同時に、離島を含めた組合、あるいはきつめて交通不便な漁村地帯をかなり取り込んだような協同組合につきましても、総会を開催すること自体経済的にも物理的にもなかなかむづかしい問題がございますので、そこで無理に総会を開かせても決するところではない、そういう事実も現にございすので、総会がやれるところはぜひ総会で、総会がどうしても無理なようなところは総代会で、ともに組合員の意向を正當に組合に反映させるようにしてほし、こついつたことが今回の改正の真意でございます。

○瀬野委員 水産庁長官は総会ができるならば総会をやつたがよい。まあ離島の例をとらえて、実際に経費もかかるし、なかなか総会が無理だといふところは総代会で、そこはよくわかりますけれども、離島ばかりでもありませんし、またその程度でありますと、結局ほとんど総代会になつてしまふ。総会をやるとなれば、組合の解散とかあるいは合併、こついつたときだけに限られて、ほとんどの組合が総会をやらずに総代会でやる。しかもさつき申しましたように、二十人か三十人ぐらゐの数でこれが行なわれるといふ可能性が起きてくるわけですね。こついつたことは指導するとか行政指導でやるのか言われるかと思ひますけれども、こついつたことについては十分行政指導を強くやるなり何かの歯どめなりない、いろいろ心配を持たれるわけですね。こついつたことからお聞

きしてみたのでありますが、そこでこの組合の二百一人を、農協ほどまではいなくても、三百人とか三百五十人あるいは四百人とか、もう少し上げるというふうなことにしてはどうか、もう少し検討しておられたか、この機会にあわせお伺いをいたしておきたいのであります。

○大和田政府委員 私どもこの問題を議論いたしました場合に、農協との比較でいふん検討いたしましたわけでございますが、農協五百人と漁協二百人というふうに比べてみますと、私は、組合員の数からいいますれば、漁協のほうがむしろ総代会に譲ることがむづかしくなつておるだらうと思ひます。平均の数字にいたしまして、漁協の組合員の平均の数字は大体二百人でございまして、まず二百人平均程度の組合であれば、総代会に切りかえてもいいのではないかと。先ほども申し上げましたように、私ども無理に総代会に持つていくつもりは毛頭ございせん。やむを得ない場合に総代会といふことは、行政指導としてもかたく守つていくつもりでございます。それから実際の動きを見ても、ほとんどすべての組合が、総代会を設けて総会に非常の隙に開くといふことではないのではないかと。河川組合といふことも、内水面の組合で地域が非常に広くて組合員の数もばらばらで、しかも組合員の関心が非常に少ない、そういうところにおきましては、総代会が案外活用されるかも知れませんけれども、沿海の普通の地区漁協におきましては、総代会より総会をとつて、こついつたことにはならないのではないかと。私のほうもこついつた無理な指導はいたすつもりはございせん。

○瀬野委員 協同組合の原則の一つとされてきたところの「一會員一票制」といふものが、今回連合会については特例を設けてその修正をしようといふことではあります、組合員数に應じた票を与えるといふことになつておられますけれども、もちろん単協の組合員もおれば農漁連の組合員もおるわけでございます、これらのことについてその

平均組合員数を何名につき一票を与えよう、こついつたように考えておられるのか、その基準について明らかにしていただきたいと思います。

○大和田政府委員 一人一票制の例外として付加する票の総体は、基本票の総体の範囲内というふうに指導をいたすつもりでございます。

○瀬野委員 次の問題ですが、漁協の現状からいひまして、昭和四十三年度における沿海地区の出資漁業協同組合の調査結果によりますと、地区別組合数は、規模が小さく、勢い一組合平均の正組合員数も農協の八百九十一名に対して二百四名、約二三％に当たつております。この調査によりますと、旧市町村未滿の組合は千七百七十で五〇・九％、半数以上が占めておる。すなわち一つの村、町に部落組合とか二つも三つも、あるいは四つとあるわけでございます。旧市町村一四の組合といふものは七百九十、三四・四％でございまして、県一四の場合など、すなわち旧市町村以上の組合といふのが三百三十九、一四・七％、このように調査結果がまとめられておりますが、この中で旧市町村一四の組合、すなわち七百九十、三四・四％、これを強化していく、少なくとも五〇％以上くらいに持つていくべきではないかと、こついつたようにわれわれは考えておるわけでございますけれども、政府当局はこのことについてはいかなる見解を持つておられるか、この機会に御答弁をいただきたいと思います。

○大和田政府委員 組合の合併を推進いたしますときの基準をいたしましては、まず事業規模からいつて組合が自立できる程度といふことが一つの目安でございますが、実際の組合の合併が進んでおります経過を見ますと、たとえば山形県におきましては一県一組合といふふうになつております。それから南伊豆におきましては、相当広い範囲で、市町村の区域を越えて組合合併が現実に行なわれておつて、相当うまく運営されておるようでございます。一市町村一組合、一市町村といひますと、お説でありますれば旧市町村でございまして、旧市町村一組合といふのも私は一つの目安

昭和四十六年四月十四日

となると思ひますけれども、組合員の漁業条件あるいは立地条件等非常に複雑でございますので、あまり機械的に旧市町村一組合という指導はいかかというふうに思ひます。とにかく組合の合併に対する熱意と、それからそれによつて組合が自立できる基盤がつくれるというのを目的に、できるだけ広い規模で組合の合併をはかつていく、そういうつもりでやつておるわけでございます。

○瀬野委員 組合の合併については、先般いわゆる助成法を五年間延長してきたところでありますが、現在合併の目標に対して一三％しか進んでいないという現状でございますが、これらを踏まえまして、どのような進捗状況であるか、今後どのように推進をしていくか、水産庁長官の御答弁をいただきたいのであります。

○大和田政府委員 漁協の合併の動きは、先ほども御説明いたしましたけれども、漁協整備促進法の時代は三十五年から四十二年にかけて二百十九件で、組合の数にして六百七十五で相当なはずみがついたわけでございますが、それが終わりますと漁協組合併助成法によりまして四十二年から四十六年にかけて八十件、二百四十四というふうに相当スピードが落ちたわけでございます。関係者も組合の合併について相当な熱意があるわけでございますが、現実の問題といたしますと漁業権の問題がからまるといふお説がございます。それがほんとうであるかあるいは組合が熱意がないことの口実であるか、私どもなかなかわからない面があるわけでございますが、漁業権の問題がございまして、それから組合による経営の格差の問題がございまして、それから、あまりに地域が広くなつて組合と組合員の結びつきが弱くなるという判断もございまして、なかなか組合の合併は進まないのが現実でございます。また私ども役所の立場で合併というものを強力にあるいは強烈に進めることがいいというふうにも必ずしも思ひませんで、やはり団体の盛り上がった空気を私どもがあと押しするということが、この問題の扱い方と

しては正しいと思ひます。いずれにいたしまして、信用事業あるいは販売事業等々、小さくてもやはり切れない時代がだんだんくるわけでございまして、幸いに漁協の合併助成法の延長も認められたわけでございまして、ここ数年の間に全漁連その他の系統組織とも手を組んで、できるだけ合併の問題を進めたいというつもりでおるわけでございます。

○瀬野委員 水産庁長官は、合併についてはいろいろ事情があるから積極的にはどうかと思う、団体の盛り上がりがあることが大事だという意味の答弁でございまして、目標を立てて合併を促進しながらその目標に対して一三％、実に低い数字であります。あまりにも目標が大きかったといえどもそれまでのことではありますけれども、いずれにしてもこの合併に対しては、農協の場合と同じでありますけれども、人と誠意というか熱意ということが最も大事であると思ひます。現に北海道をはじめ静岡各地でも相当進んでおる例があります。それらをよく見ましても、当局の関係者がすごい熱意をもつて臨んでおります。もちろん本法の改正も大事であるが、その前にこの合併促進を大いにやっていくことが最も水産庁としても大事なことでないか、かようにわれわれは思つてゐるわけですが。

そういう意味からさらにお尋ねをしておきたいのですが、この合併にはいろいろ問題もありません。合併の地先というものに優劣がある。いま長官の御答弁の中にもありましたけれども、アワビがとれるとかあるいはノリがとれるとかいろいろあります。そういう地先の問題がからんできますので、いろいろ優劣があつて困難だ。しかし合併したことによつて、むしろ公害によつてその地先が汚染されてアワビあるいはノリがとれなくなつた、そのために合併によつて今度は別な地先へまたいくというふうなメリットもあるわけでございまして、そういうことからいろいろ問題がある。またもう一つは人の問題。すなわち合併をすることによつて組合長あるいは理事がそれだけ

減ってくる。いわゆる人的問題から、強い反発があるもの等にはそういう傾向が強いわけでありまして、こういった二つのことが大きな問題となつて合併が促進されない。しかし、当局の熱意、また指導によつては合併が促進されていくわけでありまして、こういったことについて水産庁のもつと前向きないわゆる零細漁民を保護育成していくという意味の姿勢がほしい、私はこういうふうに思ひます。そういうことについてさらに御答弁をいただかないと、どうもさっきのような答弁ではこれはあとで私たち地元に戻つて問題になると思ひますが、さらに長官の決意を承つておきたい、かように思ひます。

○大和田政府委員 水産庁として合併に熱心でないということではございません。私も、合併をしなければならぬ漁業協同組合というのはこれからのむずかしい世の中にならざるを得ないわけだ、そういう啓蒙は大いにやるつもりでございます。ただ自主的な組合でございまして、自主的な組合を役所がいかに強制的に合併を進めようとするのはまずい、そういう判断でございまして、合併自体に対する熱意は決して弱いものではないと思ひます。それは非常に強く進めるつもりでございます。

○瀬野委員 最後に一、二点お伺ひして終わりたいと思ひますが、水産加工業協同組合の現状というものは、昭和四十四年度、全国で百九十二組合設立されております。組合員総数が六千六百六十六名で、一組合平均組合員数四十三名となっております。また水産加工業協同組合連合会は全国でわずかに九連合会設置されておるにすぎない現状であります。そこで水産加工業者のうち中小企業等協同組合法に基づく協同組合を組織している組合が約二百組合あるということですが、これらのことから水産加工業協同組合について漁業協同組合における場合と異なりまして准組合を認めていない。今度の法案には准組合員として認めていない、こういうふうになっておりますが、これは検討の段階でどのようにされてきたのか。

か。准組合員についてはこれは制度の中で抜けておるのか、または何か理由があつてこれを入れない、かように思ひます。

○大和田政府委員 加工関係の組合の現在の法人組合員の資格は四十人以下の使用人ということでございますが、それを百人以下に改正いたしますことによつて一万五千ほどの水産加工業者の大体九八％以上が網羅されるわけでございます。したがひまして法律の改正の手続をいたします過程で准組合員を認めるべきかどうかというのをずいぶん議論をいたしましたわけでございまして、九八％以上の加工業者を正組合員として含むことができなければ、准組合員の制度は従来からないわけでございますが、それを新しく准組合員の制度をつくる必要はまずないのじゃないかという、そういう判断でございまして。

○瀬野委員 それでは将来といへども准組合員制度をこの場合は取り入れない、こういうふうな理解によいか、その点お伺ひしておきます。

○大和田政府委員 加工関係の組合の資格百人以下というものは加工業界の実態の推移、だんだん大型化をしてまいるわけでございまして、その実態の推移と、さらに先ほども申し上げましたが、中小企業等協同組合法も改正されるという問題もあるわけでございまして、中小企業等協同組合によるいわゆる中小企業の形がだんだん大きくなるという問題、それにあわせて百人以下ということも私は将来当然検討してしかるべきものであると思ひます。准組合員を置くかどうかという問題もその際にあわせて検討をいたすつもりでございます。

○瀬野委員 農林大臣に対する質問が若干ありますけれども、一応本日の質問は以上で終わりました、次の機会に譲らせていただきます。どうもありがとうございました。

○小沢(辰)委員長代理 次回来る二十一日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時十九分散会

同 第七号中正誤

	正	誤
五	四九	給局
二二	四六	生量
二〇	四七	してわけ
二一	一四	ではないか
元	一二	通達出るも
三	三三	元民
七	四二	国民
		結局
		生長量
		しておるわけ
		ではないか
		通達も出る
		元氣
		国民

昭和四十六年四月二十二日印刷

昭和四十六年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局